

**第6期犬山市障害福祉計画
第2期犬山市障害児福祉計画**

(案)

**令和3年3月
犬山市**

はじめに



[Redacted text block containing multiple paragraphs of blacked-out content]

令和3年3月

犬山市長 山田 拓郎

[Redacted]

[Redacted]



[Redacted]

令和3年3月

犬山市障害者計画推進委員会委員長
田中良三

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 障害者の定義.....	4
5 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画の変更内容.....	5

第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の状況.....	7
2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況.....	18
3 雇用・就業の状況.....	23
4 障害者数の推計.....	25

第3章 障害福祉サービスなどの数値目標

1 サービスの見込量とサービス確保の方策.....	29
2 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	52
3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策.....	63

第4章 計画の点検・評価

1 計画の推進体制.....	67
2 計画の点検・評価.....	68

資料編

1 計画策定の経過.....	69
2 犬山市障害者計画推進委員会規則.....	70
3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿.....	72
4 障害者団体ヒアリングの概要.....	73
5 用語の解説.....	82



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成18年（2006年）に国際連合^(※)が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約^(※)」という。）の批准に向けた国内法の整備や制度の改革を進めてきました。

平成23年（2011年）に改正した「障害者基本法^(※)」では、障害のある人の定義を見直すとともに、合理的配慮^(※)の概念が盛り込まれ、平成24年（2012年）には、従来の障害者自立支援法^(※)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^(※)」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病^(※)患者を障害福祉の対象に含めるなど制度改正を推進してきました。さらに、平成25年（2013年）には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^(※)」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^(※)」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律^(※)」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」などが制定されています。

これら一連の法整備などを経て、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」が批准されました。条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が推進されることとなりました。

愛知県では、令和3年（2021年）に「あいち障害者福祉プラン」が策定され、障害者政策に関する総合的な計画として策定されます。

本市においては、平成29年（2018年）に「第3次犬山市障害者基本計画」と、その生活支援に関する実施計画「第5期犬山市障害福祉計画」及び「第1期犬山市障害児福祉計画」を策定し、「誰もが地域であんきに暮らせるまち 犬山」の基本理念のもと、市民協働で幅広い分野にわたる障害者福祉施策を推進してきました。

この度、障害のある人の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、「第6期犬山市障害福祉計画」及び「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定します。

1 障害者制度の変遷

年	国の主な流れ	内容
H15 (2003)	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障害のある人の自己決定によるサービスの利用が可能となる
H18 (2006)	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づくサービス提供主体を市町村に一元化などの移行開始、利用者負担を応益負担へ変更
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	障害のある人が十分な教育を受けられるよう必要な支援を講ずる旨を規定
H19 (2007)	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約(障害のある人の権利の実現のための措置等について定める条約)の批准に向けた取組みを開始
H23 (2011)	改正障害者基本法施行 (平成23年8月5日)	障害者制度改革の推進により、目的規定や障害者の定義、基本的施策に関する内容などを大幅に見直し
H24 (2012)	改正障害者自立支援法及び改正児童福祉法 ^(※) 施行 (平成24年4月1日)	利用者負担について応能負担を原則とし、障害者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、障害児支援施設の一元化、障害児通所支援の創設
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障害者に対する虐待の禁止や国などの責務、養護者に対する支援に関する施策などを規定
H25 (2013)	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人などが物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に調達することを規定
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	障害福祉サービスの充実など日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の範囲の拡大、障害のある人への支援の拡大を推進
H26 (2014)	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	条約の批准により、障害のある人の権利の実現に向けた取組みと人権尊重の国際協力を一層推進
H28 (2016)	改正障害者雇用促進法 ^(※) 施行 (平成28年4月1日)	雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを規定
H30 (2018)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	障害のある人が望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を規定

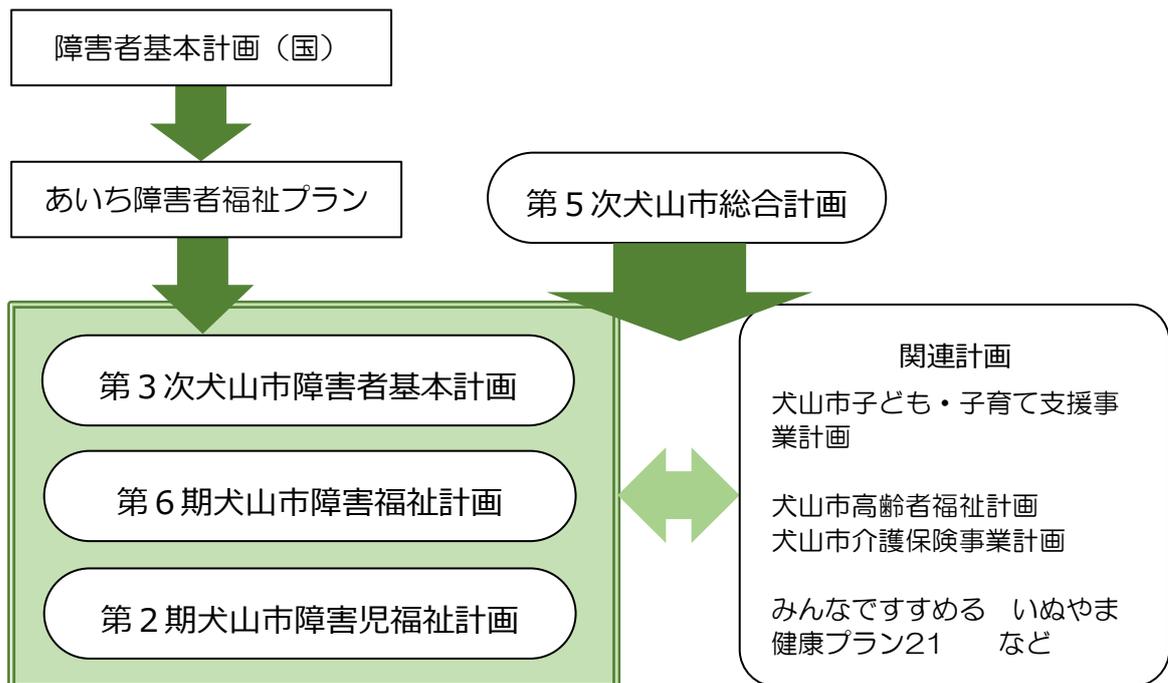
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「第6期犬山市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「第2期犬山市障害児福祉計画」を策定したものです。

「第3次犬山市障害者基本計画」は本市の障害者施策の基本方向、「第6期犬山市障害福祉計画」及び「第2期犬山市障害児福祉計画」は障害福祉サービス、相談支援及び地域支援事業、児童福祉法に基づくサービス量の見込みと確保に関する実施計画を策定しています。

また、本計画は国の「障害者基本計画^(※)」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン」、市の上位計画である「第5次犬山市総合計画」や関連計画などとの調整を図り、策定しています。

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (平成17年法律第123号)	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
性格	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込みと提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサービスの見込みと提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画 第5次犬山市総合計画の関連計画 愛知県障害福祉計画と関連する計画 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画 第5次犬山市総合計画の関連計画



3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年間で1期として作成することとされており、本計画は「第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画」として、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を期間とします。

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
国	障害者基本計画	→											
県	あいち障害者福祉プラン (R3~)	→											
		あいち障害福祉ビジョン2020 (H28~R2)											
市	犬山市総合計画	→											
		5次 (23年度~)											
	犬山市障害者基本計画	2次 →			3次 →								
	犬山市障害福祉計画	4期 →			5期 →			6期 →					
	犬山市障害児福祉計画				1期 →			2期 →					

4 障害者の定義

本計画において、「障害者」「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害^(※)を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」をいいます。

また、これらのうち満18歳に満たない者を「障害児」「障害のある児童」といいます。

5 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画の変更内容

1 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画に向けた改正ポイント

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 第6期障害福祉・第2期障害児福祉計画に向けた考え方

①施設入所者の地域生活への移行に関する事項

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとし、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することが基本となっています。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事項

市町村では、保健、医療・福祉関係者による協議の場の、開催回数、当事者や家族等も含め関係者ごとの参加者数、また、目標設定及び評価の実施回数を設定することが基本となっています。また、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の設定も基本となっています。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する事項

各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが基本となっています。

④福祉施設から一般就労への移行等に関する事項

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とし、一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本となっています。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることが基本となっています。

⑤障害児支援の提供体制の整備等に関する事項

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置し、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することが基本となっている。また、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本となっています。

⑥相談支援体制の充実・強化等に関する事項

各市町村又は各圏域において、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する事項

障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築することが基本となっています。



第 2 章

障害のある人を取り巻く現状

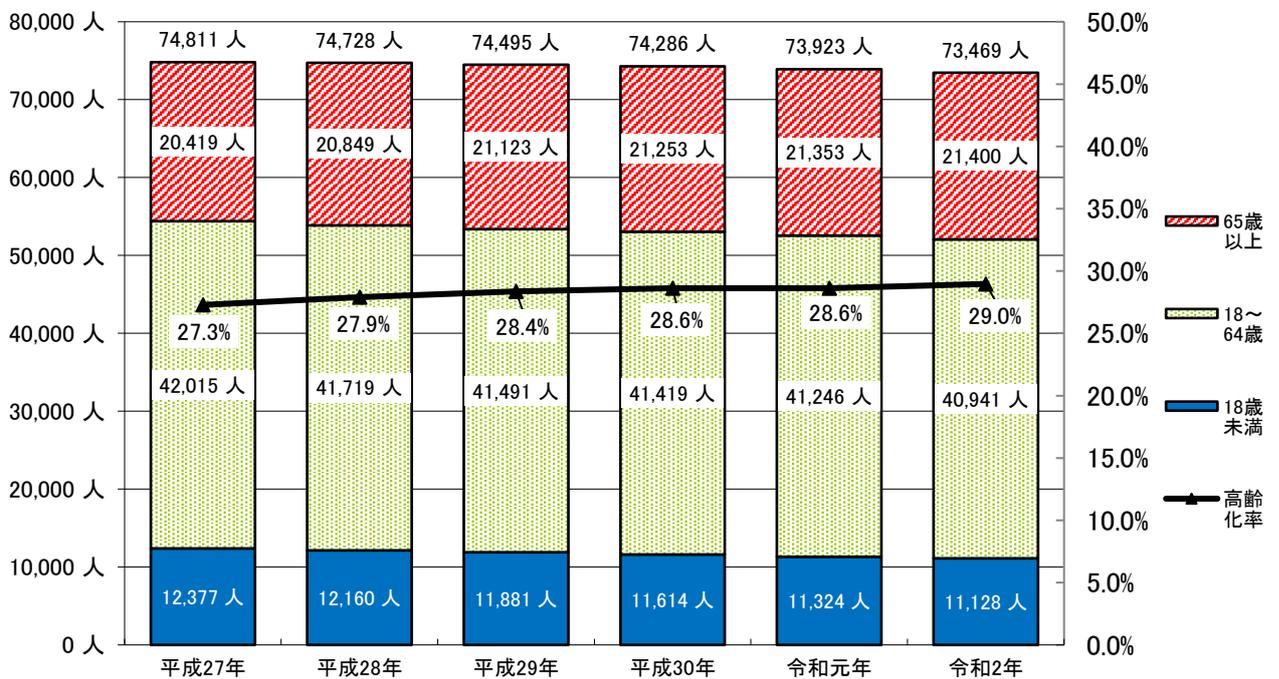
1 障害のある人の状況

1 総人口の推移

本市の総人口は全体的に減少を続けており、令和2年には73,469人、31,365世帯となりました。年齢別では、65歳以上は年々増加傾向となっており、令和2年10月時点の高齢化率は29.0%です。一方、18～64歳は年々減少傾向になっています。

■図表2-1 総人口の推移

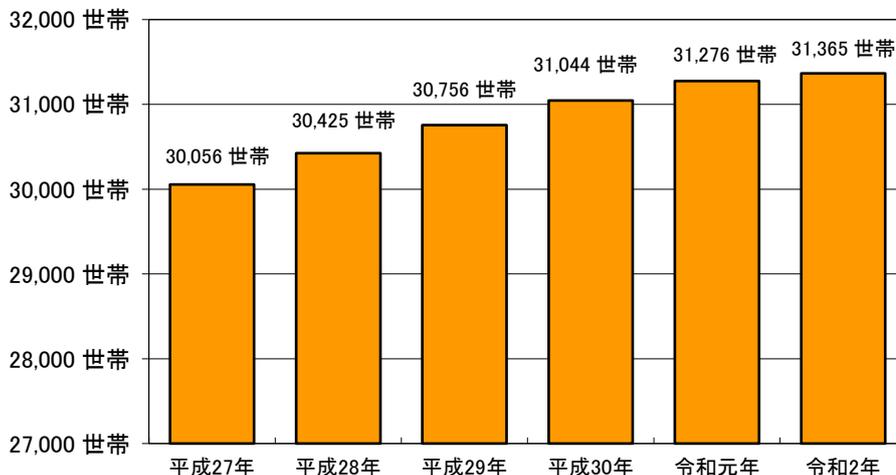
単位：人、%



資料：市民課（各年10月1日現在）

■図表2-2 世帯数の推移

単位：世帯



資料：市民課（各年10月1日現在）

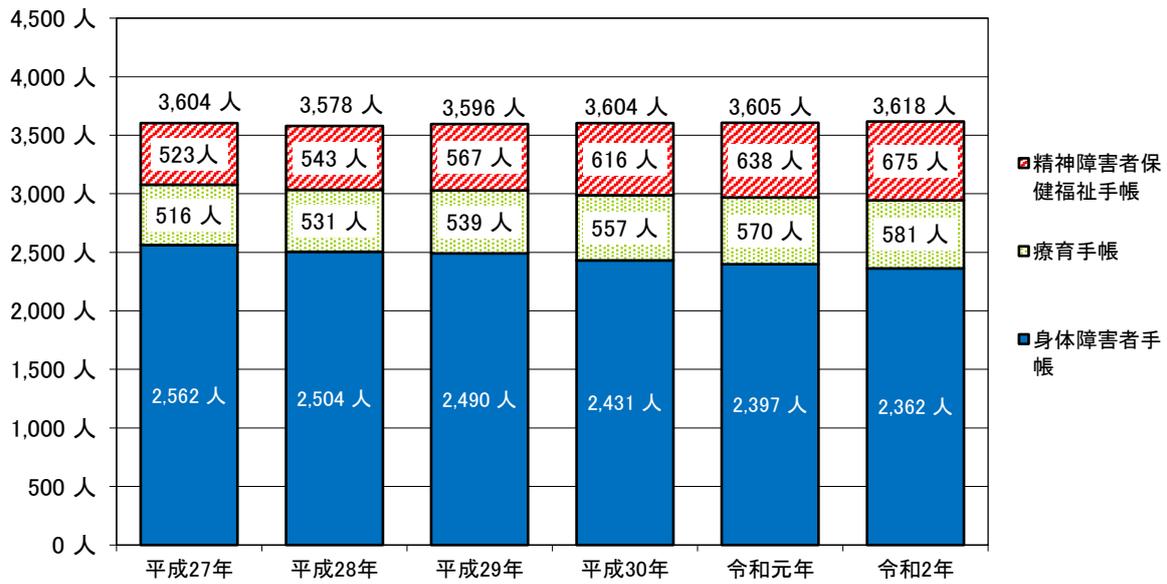
2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

令和2年4月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は3,618人となっています。平成27年以降、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

■図表2-3 障害別手帳所持者数の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-4 年齢階層別にみた障害者手帳所持者の推移

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳所持者	18歳未満	53	56	51	51	47	45
	18～64歳	660	628	604	584	567	572
	65歳以上	1,849	1,820	1,835	1,796	1,783	1,745
	計	2,562	2,504	2,490	2,431	2,397	2,362
療育手帳所持者	18歳未満	128	143	140	153	161	163
	18～64歳	348	343	351	355	362	375
	65歳以上	40	45	48	49	47	43
	計	516	531	539	557	570	581
精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満	16	21	25	24	27	28
	18～64歳	399	415	431	464	480	512
	65歳以上	108	107	111	128	131	135
	計	523	543	567	616	638	675

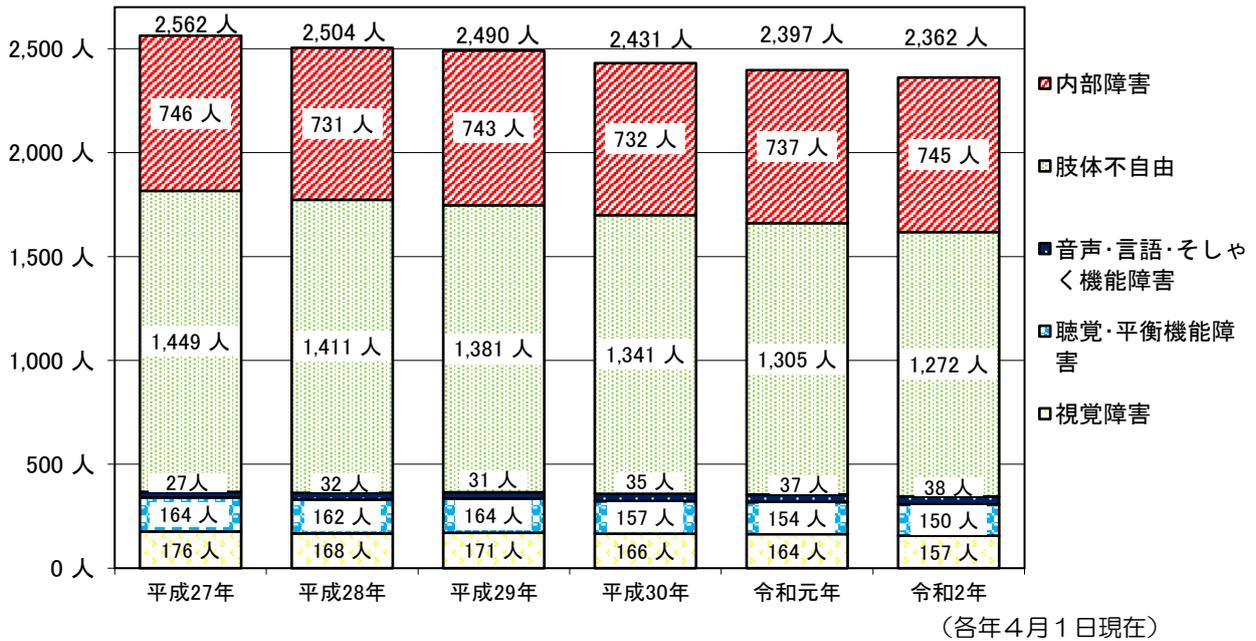
(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者

令和2年4月現在、身体障害者手帳所持者の障害種類別では、視覚障害は157人、聴覚・平衡機能障害は150人、音声・言語そしゃく障害は38人、肢体不自由は1,272人、内部障害は745人となっており、肢体不自由が53.9%と最も多くなっています。

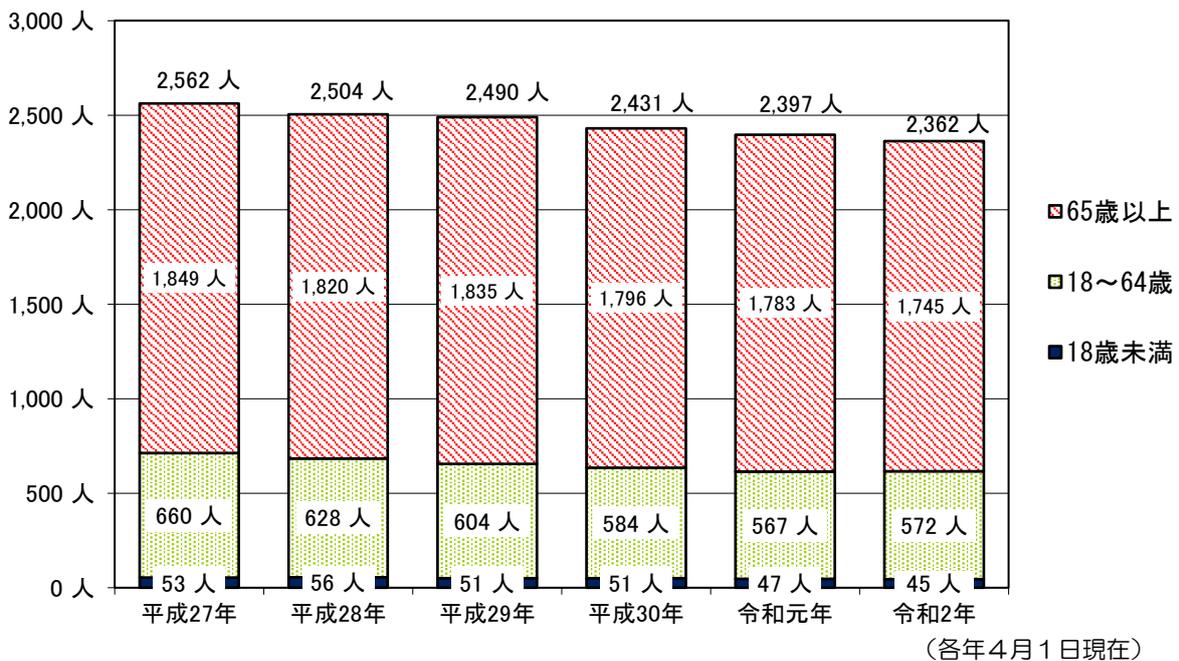
■図表2-5 障害種類別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人



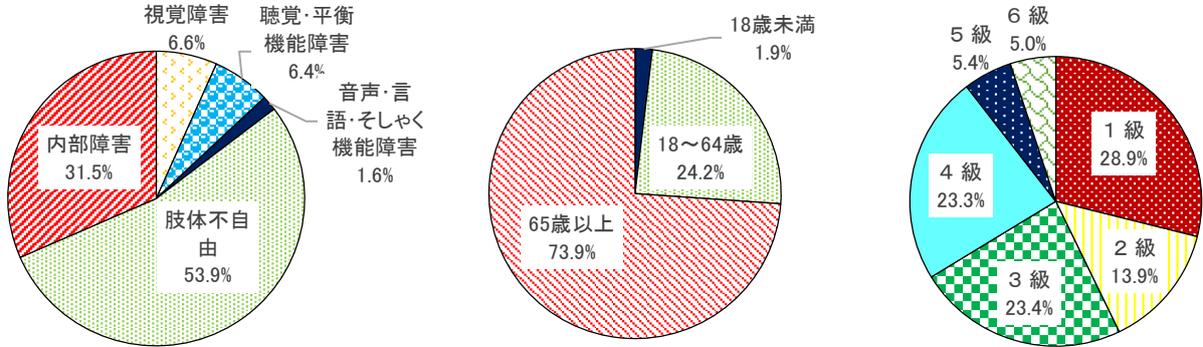
■図表2-6 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人



年齢階層別身体障害者手帳所持者の構成比では、65歳以上が73.9%、障害種別・年齢・性別では、肢体不自由で65歳以上の女性が562人で最も多くなっています。

■図表2-7 年齢階層別、障害種別、障害程度別身体障害者手帳所持者の構成比



(令和2年4月1日現在)

■図表2-8 障害種別別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	障害別割合※
視覚障害	障害者	174	166	169	164	162	156	6.6%
	障害児	2	2	2	2	2	1	
	合計	176	168	171	166	164	157	
聴覚・平衡機能障害	障害者	164	162	164	157	154	150	6.4%
	障害児	13	13	12	12	9	8	
	合計	164	162	164	157	154	150	
音声・言語・そしゃく機能障害	障害者	27	32	31	35	37	38	1.6%
	障害児	0	0	0	0	0	0	
	合計	27	32	31	35	37	38	
肢体不自由	障害者	1,449	1,411	1,381	1,341	1,305	1,272	53.9%
	障害児	32	33	30	31	31	29	
	合計	1,449	1,411	1,381	1,341	1,305	1,272	
内部障害	障害者	746	731	743	732	737	745	31.5%
	障害児	6	8	7	6	5	7	
	合計	746	731	743	732	737	745	
計		2,562	2,504	2,490	2,431	2,397	2,362	100.0%

(各年4月1日現在) ※については令和2年4月1日現在

■図表2-9 障害種別・年齢別・性別でみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満			18~64歳			65歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
視覚障害	0	1	1	26	18	44	37	75	112	63	94	157
聴覚・平衡機能障害	4	4	8	12	14	26	44	72	116	60	90	150
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	6	2	8	22	8	30	28	10	38
肢体不自由	13	16	29	185	154	339	342	562	904	540	732	1,272
内部障害	4	3	7	101	54	155	348	235	583	453	292	745
計	21	24	45	330	242	572	793	952	1,745	1,144	1,218	2,362

(令和2年4月1日現在)

等級別では、1級が28.9%と最も多くなっております。障害種別・等級別では、内部障害の1級の407人で最も多くなっています。

■図表2-10 等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	障害別割合※
1 級	障害者	669	653	663	678	672	666	28.9%
	障害児	18	18	18	17	16	17	
	合計	687	671	681	695	688	683	
2 級	障害者	364	342	341	338	321	317	13.9%
	障害児	19	20	15	14	15	12	
	合計	383	362	356	352	336	329	
3 級	障害者	641	620	592	571	570	542	23.4%
	障害児	8	9	9	11	10	11	
	合計	649	629	601	582	580	553	
4 級	障害者	584	570	584	553	550	550	23.3%
	障害児	2	2	1	1	0	0	
	合計	588	574	586	555	550	550	
5 級	障害者	149	155	145	133	124	149	5.4%
	障害児	1	1	1	1	1	0	
	合計	150	156	146	134	125	128	
6 級	障害者	100	106	113	106	113	114	5.0%
	障害児	5	6	7	7	5	5	
	合計	105	112	120	113	118	119	
計		2,615	2,560	2,541	2,482	2,444	2,362	100.0%

(各年4月1日現在) ※については令和2年4月1日現在

■図表2-11 障害種別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部障害	合計	等級別割合※
1 級	障害者	43	13	5	202	403	666	28.9%
	障害児	0	0	0	13	4	17	
	合計	43	13	5	215	407	683	
2 級	障害者	58	26	2	222	9	317	13.9%
	障害児	0	4	0	8	0	12	
	合計	58	30	2	230	9	329	
3 級	障害者	14	21	20	348	139	542	23.4%
	障害児	0	1	0	7	3	11	
	合計	14	22	20	355	142	553	
4 級	障害者	14	27	11	311	187	550	23.3%
	障害児	0	0	0	0	0	0	
	合計	14	27	11	311	187	550	
5 級	障害者	18	0	0	110	0	128	5.4%
	障害児	0	0	0	0	0	0	
	合計	18	0	0	110	0	128	
6 級	障害者	9	55	0	50	0	114	5.0%
	障害児	1	3	0	1	0	5	
	合計	10	58	0	51	0	119	
計		157	150	38	1,272	745	2,362	100.0%

(令和2年4月1日現在) ※については令和2年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者

令和2年4月現在、療育手帳所持者の障害程度別では、A判定は228人、B判定は150人、C判定は203人となっています。年々増加傾向となっており、A判定が228人で最も多くなっています。

■図表2-12 障害程度別にみた療育手帳所持者数の推移

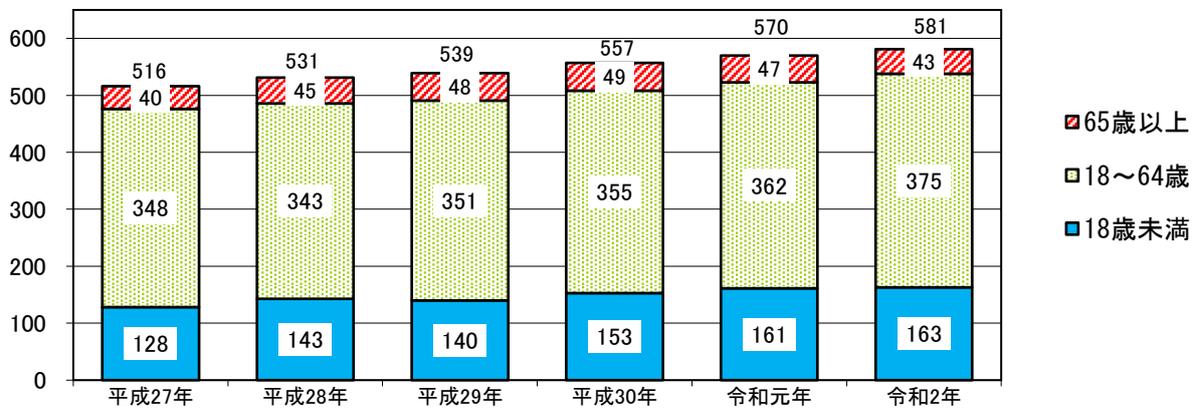
単位：人

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	障害別割合※
A判定	障害者	38	44	45	46	49	49	39.2%
	障害児	166	168	171	174	175	179	
	合計	204	212	216	220	224	228	
B判定	障害者	29	28	16	22	31	31	25.8%
	障害児	110	112	118	118	119	119	
	合計	139	140	134	140	150	150	
C判定	障害者	61	71	79	85	81	83	34.9%
	障害児	112	108	110	112	115	120	
	合計	173	179	189	197	196	203	
合計	障害者	128	143	140	153	161	163	100.0%
	障害児	388	388	399	404	409	418	
	合計	516	531	539	557	570	581	

(各年4月1日現在) ※については令和2年4月1日現在

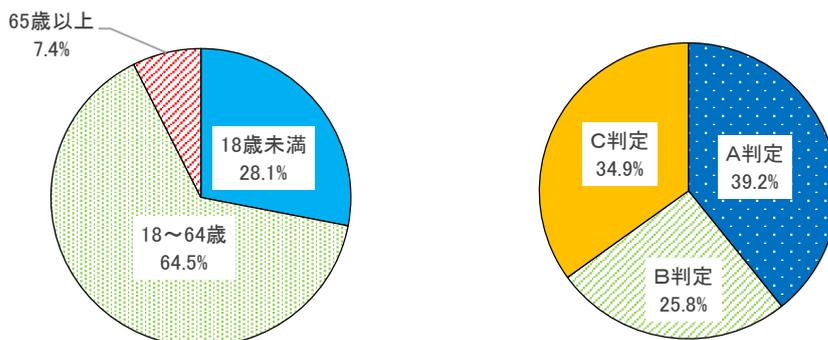
■図表2-13 年齢階層別療育手帳所持者の推移

単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-14 年齢階層別、等級別療育手帳所持者の構成

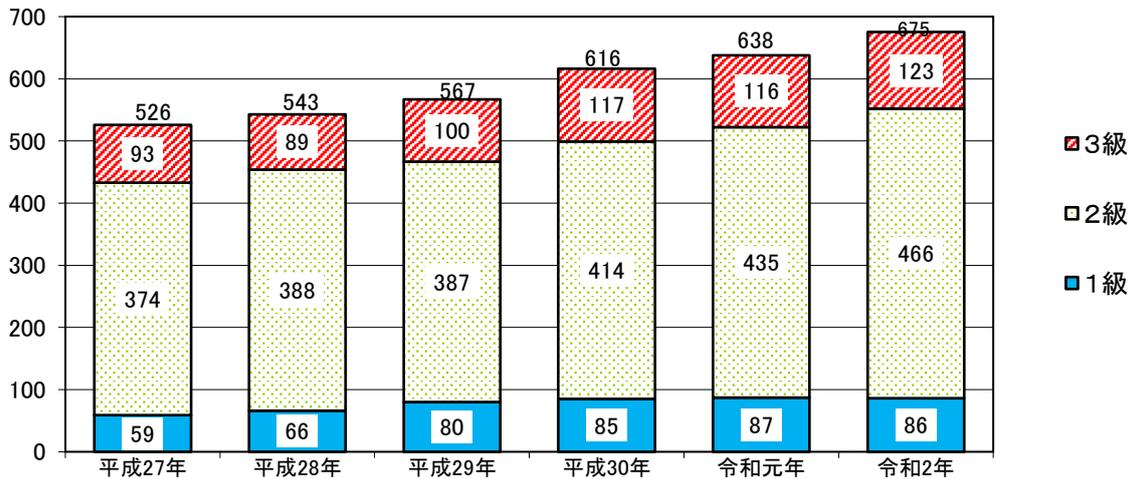


(令和2年4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

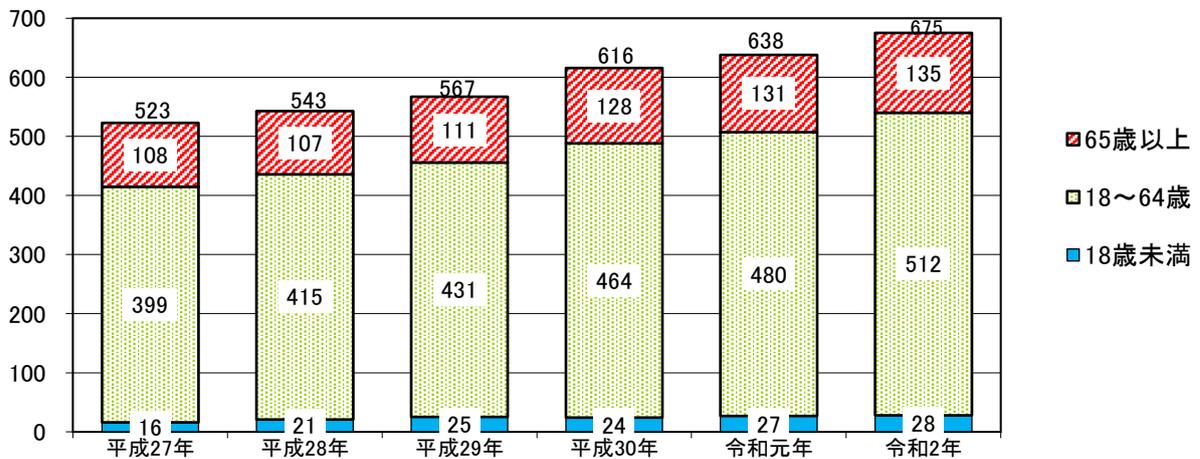
令和2年4月現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別では、1級は86人、2級は466人、3級は123人となっています。2級が最も多くなっており、年齢階層別では、いずれの年代も増加傾向となっています。

■図表2-15 障害等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 単位：人



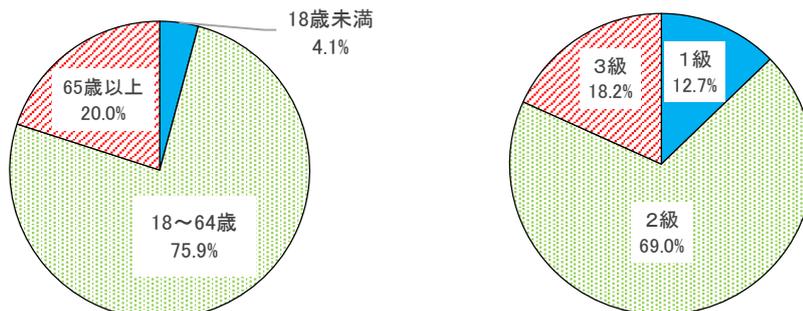
(各年4月1日現在)

■図表2-16 年齢階層別精神障害保健福祉手帳所持者の推移 単位：人



(各年4月1日現在)

■図表2-17 等級別、年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比



(令和2年4月1日現在)

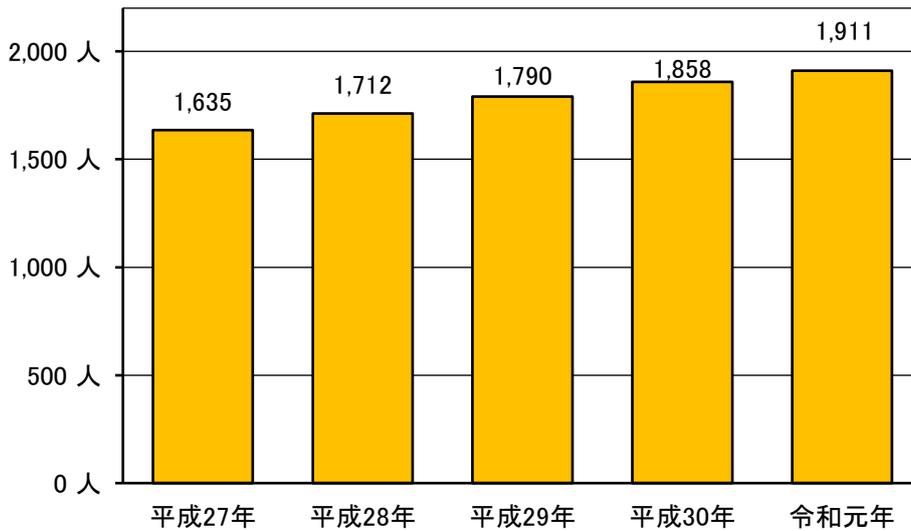
3 精神疾患・自立支援医療の受給状況

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療・医療保護入院届・警察官などの通報により愛知県江南保健所で把握している本市の精神疾患患者数の平成27年と令和元年の比較では、1,635人から276人増の1,911人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者も年々増加傾向にあります。

■図表2－18 精神疾患患者数の推移

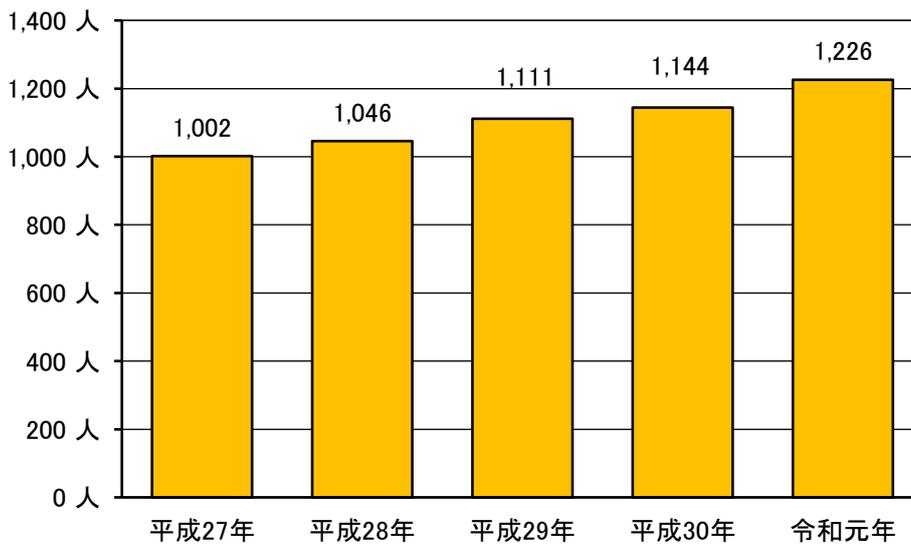
単位：人



資料：愛知県江南保健所（各年12月31日現在）

■図表2－19 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

単位：人



（各年12月31日現在）

※精神疾患別受給者はデータなし

(1) 発達障害者

発達障害者支援法^(※)では、発達障害とは、「自閉症^(※)、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害^(※)、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

犬山市教育委員会が、市内すべての小・中学校を対象に令和元年9月1日現在で調査した「通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒数」^(注)によると、小・中学校の通常の学級において、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は約6%（小学校285人、中学校82人、計367人）の割合で在籍しているという結果が出ています。

また、本市において、犬山市障害者扶助料を受給している人で、障害者手帳所持者を除いた自閉症やアスペルガー症候群などの診断を受けた人は、令和2年3月31日現在で134人となっています。

(注) 本調査は、担任教師による回答に基づくもので、LDの専門家チームや医師などの診断によるものではないため、本調査の結果は、LD・ADHD・高機能自閉症の割合を示すものではない点に留意する必要があります。

■図表2-20 障害者扶助料を受けていて、自閉症状群と診断された者の数（手帳所持者を除く） 単位：人

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自閉症状群と診断された者	114	118	123	126	127	134

(各年3月31日現在)

(2) 高次脳機能障害者

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を高次脳機能障害といいます。平成28年生活のしづらさなどに関する調査によると、平成28年10月1日現在の全国推計人口の126,933千人あたり、医師から高次脳機能障害と診断された人の推計値は372千人とされ、この割合で本市の人口に当てはめると、令和2年10月時点で216人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

4 難病患者の状況

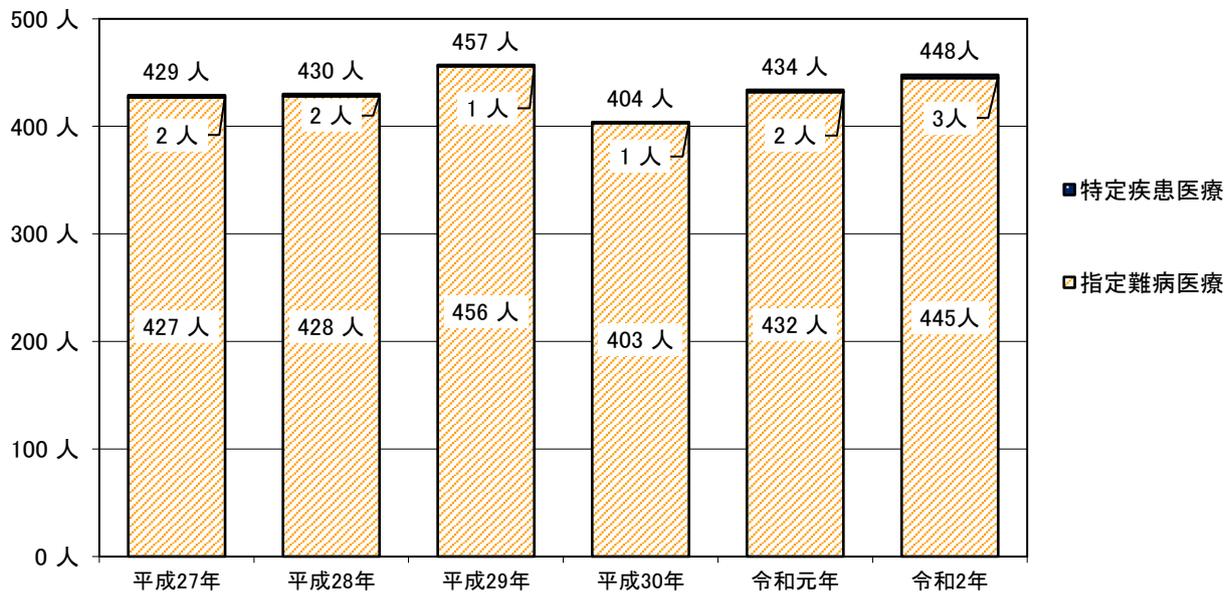
原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病と呼んでいます。長期の療養を必要とするため、指定を受けた疾病について、医療費が助成されます。

本市の特定医療費受給者証（指定難病・特定疾患）の所持者数の平成27年と令和2年の比較では、429人から18人増の448人となっています。

なお、指定難病の対象疾病数は、平成27年1月に110疾病が指定され、その後の追加指定により、令和元年7月からは333疾病が指定されています。

■図表2－21 特定医療費受給者証所持者数の推移

単位：人



資料：愛知県江南保健所（各年4月1日現在）

2 障害児の療育・教育、特別支援学校の状況

5 就学前の療育の状況

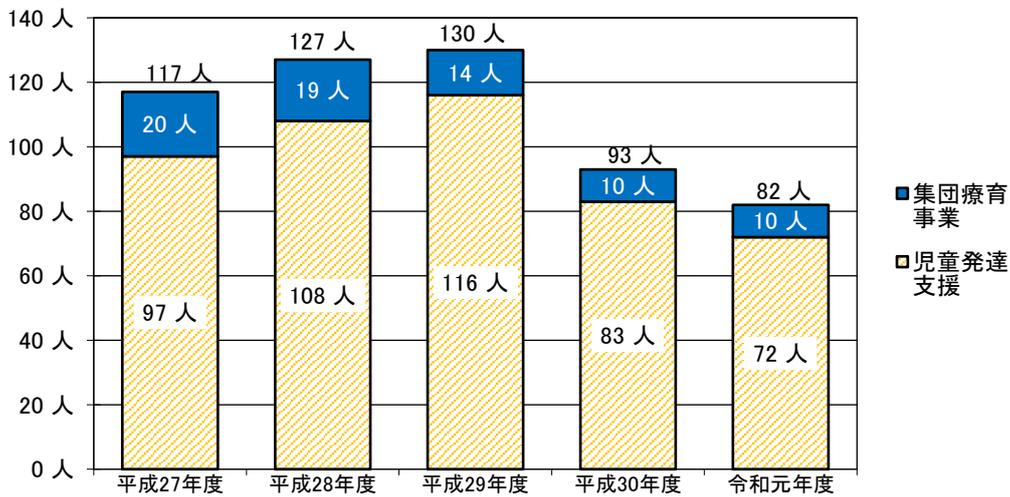
本市では、令和元年度末現在、こすもす園の登録者数は児童発達支援で72人、集団療育事業で10人となっています。

また、こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数は令和2年9月現在、66人となっています。

(注) こすもす園では、児童福祉法に基づく児童発達支援対象児童には「犬山市児童発達支援事業実施施設こすもす園」として児童発達支援を、それ以外の児童には「犬山市心身障害児通園施設こすもす園」として、集団療育事業を実施しています。

■図表2-22 こすもす園の登録者数の推移

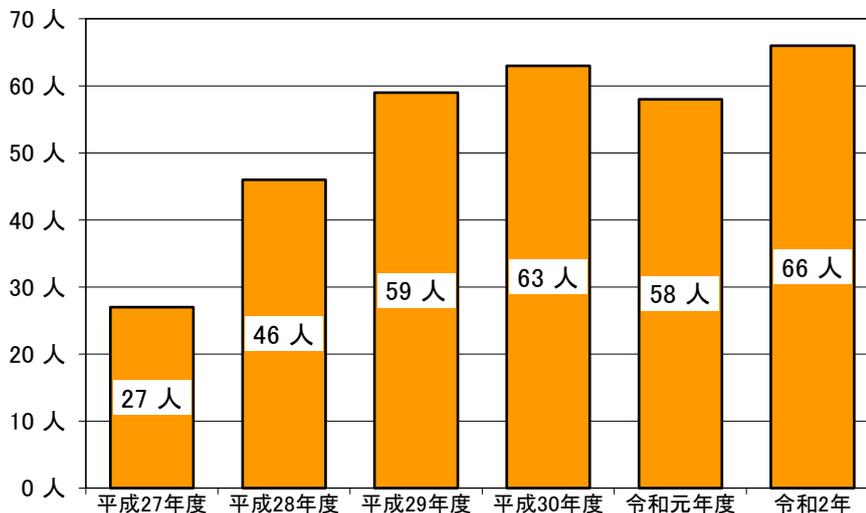
単位：人



資料：子ども未来課（各年度末現在）

■図表2-23 こすもす園以外の児童発達支援事業利用者数の推移

単位：人



※こすもす園併用利用者を含む。

資料：福祉課（各年度末現在、令和2年度は9月実績）

6 障害児保育の状況

本市では、子ども未来園（本市の公立保育園）での通常保育のなかで、集団保育が可能な障害児について、個々の子どもの発達や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで他の子ども（健常児）との生活を通して両者がともに健全な発達が図られるよう、統合保育を実施しています。

子ども未来園における統合保育対象園児数は、平成27年度以降40人ほどで推移し、令和2年度は24人となっています。

■図表2-24 子ども未来園における統合保育対象園児数の推移

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
統合保育対象園児	31	40	38	37	37	24

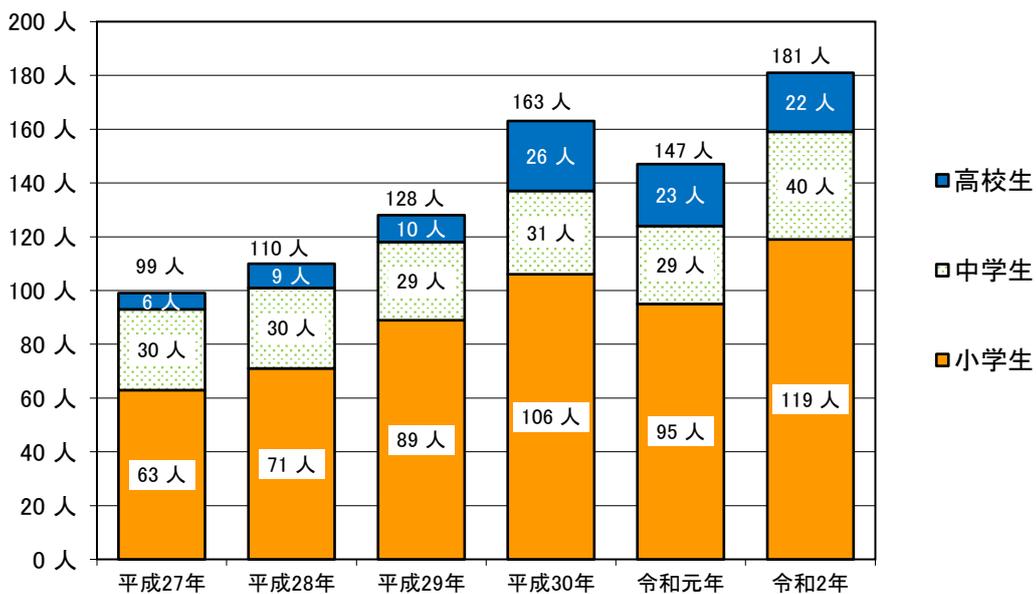
資料：子ども未来課

7 放課後等デイサービスの状況

放課後等デイサービスの利用状況は、平成27年と令和2年の比較では、利用者が99人から82人増の181人となっています。令和2年9月現在、小学生が119人、中学生が40人、高校生が22人となっています。

■図表2-25 放課後等デイサービスの利用状況

単位：人



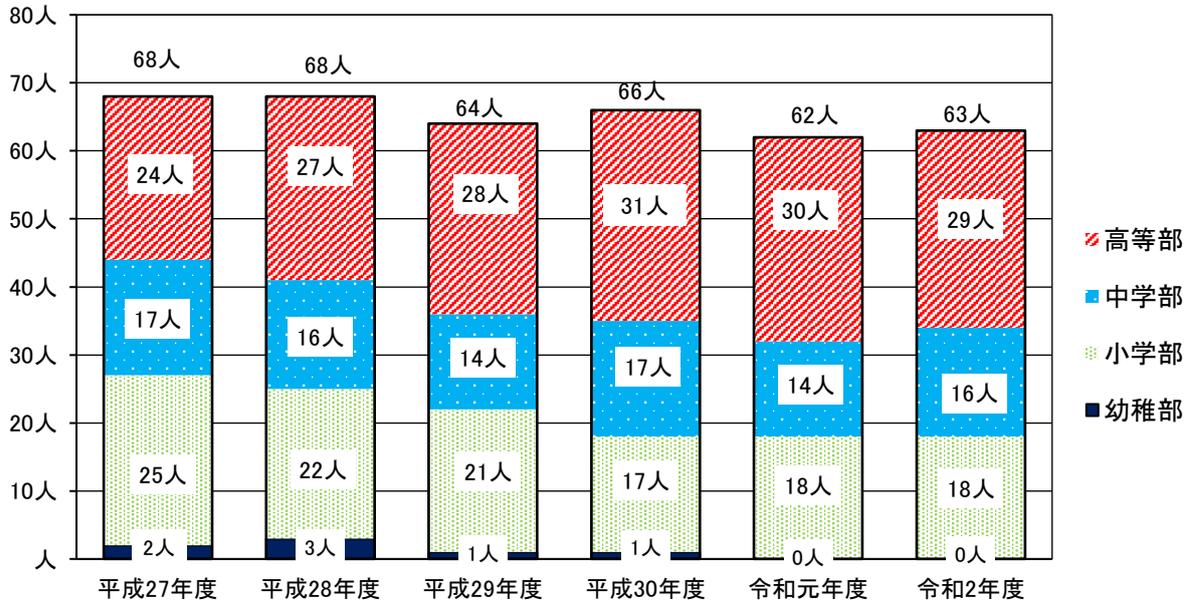
資料：福祉課（各年度末現在、令和2年度は9月実績）

8 特別支援学校の状況

特別支援学校在学者数は、高等部が29人と最も多く、次いで、小学部が18人、中学部が16人、幼稚部が0人となっています。

■図表2-26 特別支援学校在学者数の推移

単位：人



資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

市内在住児童の在学者数は横ばいとなっています。

■図表2-27 学校別にみた特別支援学校在学者数の推移

単位：人

区分	学校名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
聾学校	一宮聾学校	幼稚部	2	1	0	0	0	0	
		小学部	6	5	3	3	2	2	
		中学部	4	4	5	4	2	0	
		高等部	1	3	2	3	2	4	
		計	13	13	10	10	6	6	
(知的障害)	一宮東特別支援学校	小学部	12	11	10	7	10	11	
		中学部	8	8	7	11	9	10	
		高等部	15	16	19	18	17	17	
		計	35	35	36	36	36	38	
	春日台特別支援学校	幼稚部	0	1	1	0	0	0	
		小学部	0	0	0	0	0	0	
		中学部	1	0	0	1	0	0	
		高等部	1	0	0	0	0	0	
	計	2	1	1	1	0	0		
	春日井高等特別支援学校	高等部	3	3	1	3	3	4	
	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎 (大府市)	高等部	0	0	1	1	1	0	
	(肢体不自由)	一宮特別支援学校	幼稚部	0	1	0	1	0	0
		小牧特別支援学校	小学部	6	6	8	7	6	5
中学部			4	4	2	1	3	5	
高等部			4	5	5	6	7	4	
計			14	15	15	14	16	14	
(病弱)	大府特別支援学校	小学部	1	0	0	0	0	0	
		中学部	0	0	0	0	0	2	
		高等部	0	0	0	0	0	0	
		計	1	0	0	0	0	2	
幼稚部計		2	3	1	1	0	0		
小学部計		25	22	21	17	18	18		
中学部計		17	16	14	17	14	17		
高等部計		24	27	28	31	30	29		
合計		68	68	64	66	62	64		

資料：愛知県教育委員会（各年5月1日現在）

9 特別支援学級の状況

本市では、令和2年5月現在、特別支援学級を設置する学校数は、市内の小中学校においては、小学校10校中9校、中学校4校中4校となっています。その在学者数は小学校92人、中学校42人となっており、平成27年度以降増加傾向です。障害種別では、情緒障害の小学校在学者が48人で最も多くなっています。

■図表2-28 特別支援学級を設置する学校数及び在学者数

単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数	学校数	在学者数
市立	9	92	4	42	13	134

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

■図表2-29 障害種別による学級数と在学者数

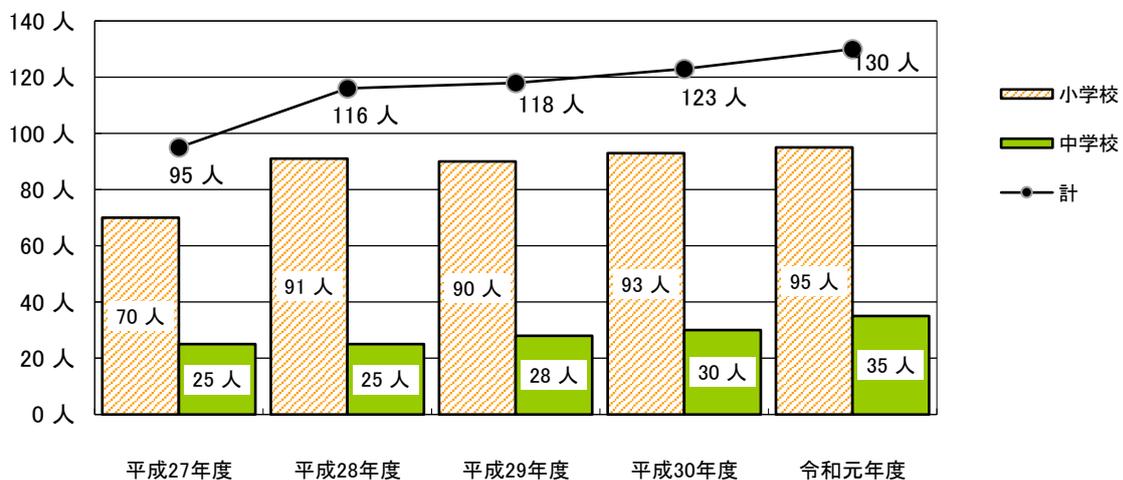
単位：人

区分	小学校		中学校		計	
	学級数	在学者数	学級数	在学者数	学級数	在学者数
知的障害	11	46	4	12	15	58
肢体不自由	1	1	0	0	1	1
病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
情緒障害	10	48	5	23	15	71
計	22	95	9	35	31	130

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

■図表2-30 小・中学校における特別支援学級在学者数の推移

単位：人



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3 雇用・就業の状況

平成30年4月からは、法定雇用率（現行2.0%）が引き上げられ、企業全体で障害のある人の雇用を促進するため、民間企業は、その常時雇用している労働者数の2.2%以上の障害のある人を雇用しなければならなくなりました（障害者雇用率制度）。

また、これを満たさない企業からは障害者雇用納付金を徴収し、それを財源として、障害のある人を多く雇用している企業に障害者雇用調整金や報奨金、各種助成金を支給したり、障害のある人を雇い入れるために作業施設整備や職場介助者配置を実施する事業主などに対して助成金を支給しています（障害者雇用納付金制度）。

犬山公共職業安定所（ハローワーク犬山）管内^(注)の民間企業における令和元年6月の障害者雇用状況は、実雇用率は1.87%、雇用率達成企業の割合は50.9%となっています。

（注）犬山公共職業安定所の管轄区域は、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町です。

■図表2-31 一般企業における障害者雇用状況

単位：%

区分	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合	実雇用率	達成企業の割合
45.5人～99人	1.45	52.3	1.51	44.2	1.71	45.5
100人～299人	1.86	52.8	1.77	49.3	1.97	52.1
300人～499人	1.79	38.5	1.98	44.3	1.98	43.9
500人～999人	2.20	60.0	2.00	40.7	2.11	43.9
1,000人以上	1.98	25.0	2.29	54.8	2.31	54.6
計	1.87	50.9	2.02	46.2	2.11	48.0

資料：犬山公共職業安定所（令和元年6月1日現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人への職業紹介状況は、令和元年度の新規求職申込数が身体障害者が110人、知的障害者が59人、精神障害者が274人の計443人となっています。

■図表2-32 障害者の職業紹介状況（犬山公共職業安定所管内）

単位：人

区分	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神									
新規求職申込者	136	57	226	120	58	237	118	41	257	118	46	238	110	59	274
就職件数	58	29	108	37	26	114	50	20	88	41	20	90	33	22	108
新規登録者数	61	19	106	57	16	120	49	7	111	54	13	101	51	11	116
有効求職数	141	41	156	133	35	163	104	32	189	125	46	213	157	45	293
就業中の者	527	362	327	529	375	396	541	394	444	546	391	433	544	401	534
保留中の者	52	12	41	38	7	43	29	1	36	28	2	35	23	4	25

※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所（各年度末現在）

犬山公共職業安定所管内の障害のある人の登録者数は、令和元年度末で身体障害者が724人、知的障害者が450人、精神障害者が852人の計2,026人となっています。また、就業者数は、身体障害者が544人、知的障害者が401人、精神障害者が534人の計1,479人となっています。

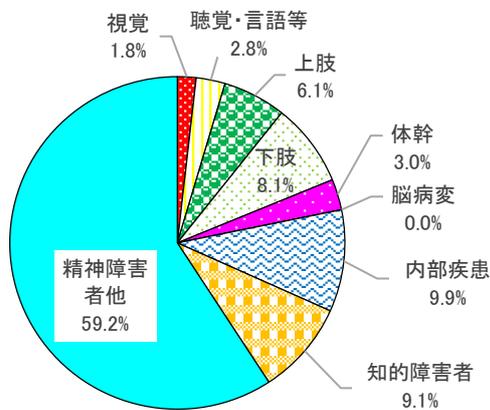
■図表2-33 障害者の登録状況（犬山公共職業安定所管内）

区分	障害別	登録者数		有効求職数		就業者		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	46	2.3%	9	1.8%	37	2.5%	0	0.0%
	聴覚・言語等	94	4.6%	14	2.8%	76	5.1%	4	7.7%
	上肢	125	6.2%	30	6.1%	93	6.3%	2	3.8%
	下肢	171	8.4%	40	8.1%	126	8.5%	5	9.6%
	体幹	73	3.6%	15	3.0%	55	3.7%	3	5.8%
	脳病変	9	0.4%	0	0.0%	9	0.6%	0	0.0%
	内部疾患	206	10.2%	49	9.9%	148	10.0%	9	17.3%
	小計	724	35.7%	157	31.7%	544	36.8%	23	44.2%
知的障害者	450	22.2%	45	9.1%	401	27.1%	4	7.7%	
精神障害者他	852	42.1%	293	59.2%	534	36.1%	25	48.1%	
合計	2,026	100.0%	495	100.0%	1,479	100.0%	52	100.0%	

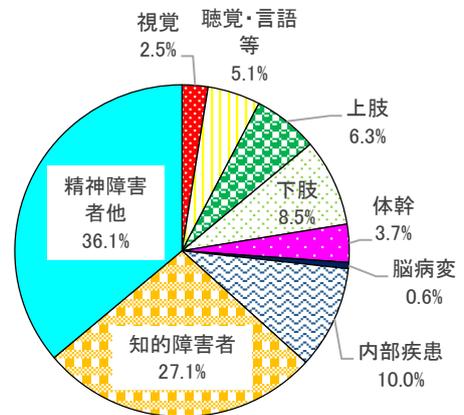
※犬山公共職業安定所管轄区域全体の統計であり、本市のみの統計ではありません。

資料：犬山公共職業安定所（令和2年3月31日現在）

■図表2-34 障害別有効求職数の構成比



■図表2-35 障害別就業者の人の構成比



4 障害者数の推計

10 総人口の推計

総人口は、国勢調査による基礎人口に、住民基本台帳人口による移動率や出生率・出生性比、生残率を適用したコーホート変化率法^(※)により推計しました。

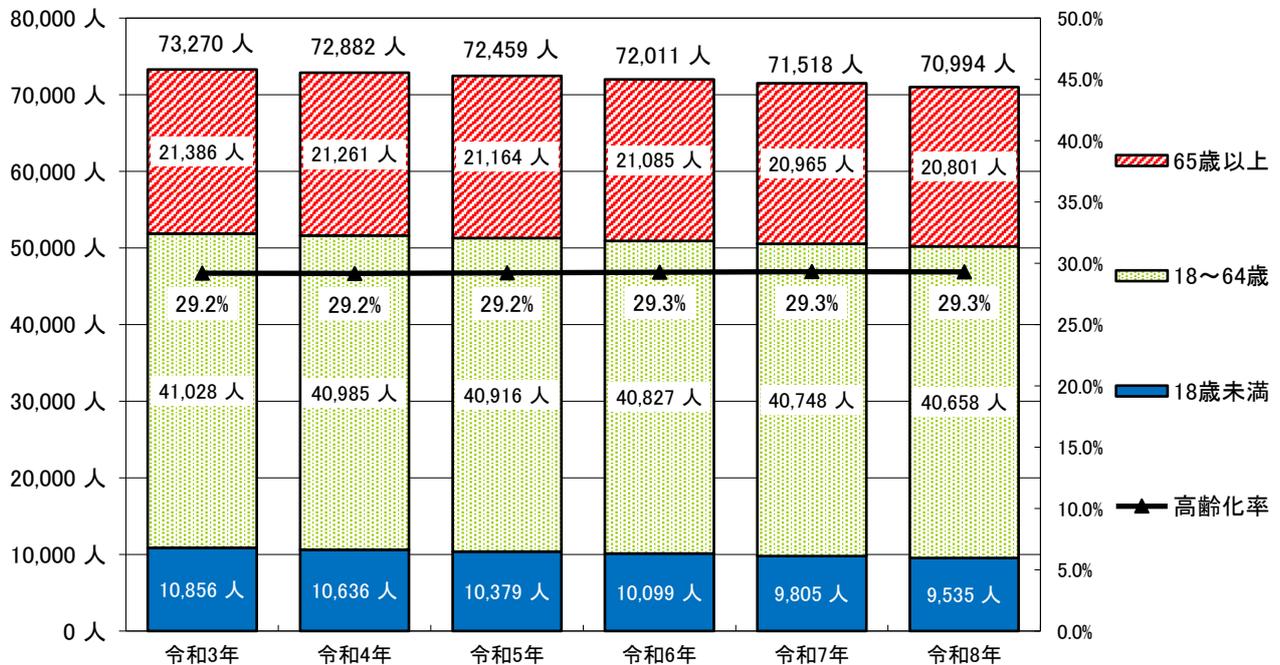
本市の将来人口は緩やかに減少し、令和8年には70,994人となると推計され、また、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は29%以上が見込まれます。

■図表2-36 年齢階層別総人口の推計

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	10,856人	10,636人	10,379人	10,099人	9,805人	9,535人
18～64歳	41,028人	40,985人	40,916人	40,827人	40,748人	40,658人
65歳以上	21,386人	21,261人	21,164人	21,085人	20,965人	20,801人
高齢化率	29.2%	29.2%	29.2%	29.3%	29.3%	29.3%
計	73,270人	72,882人	72,459人	72,011人	71,518人	70,994人

単位：人、%



※コーホート変化率法により算出

1 1 障害者数の推計

総人口の推計を踏まえ、障害者数及び出現率をもとに、本市の障害者数を推計しました。

(1) 身体障害者手帳所持者の推計

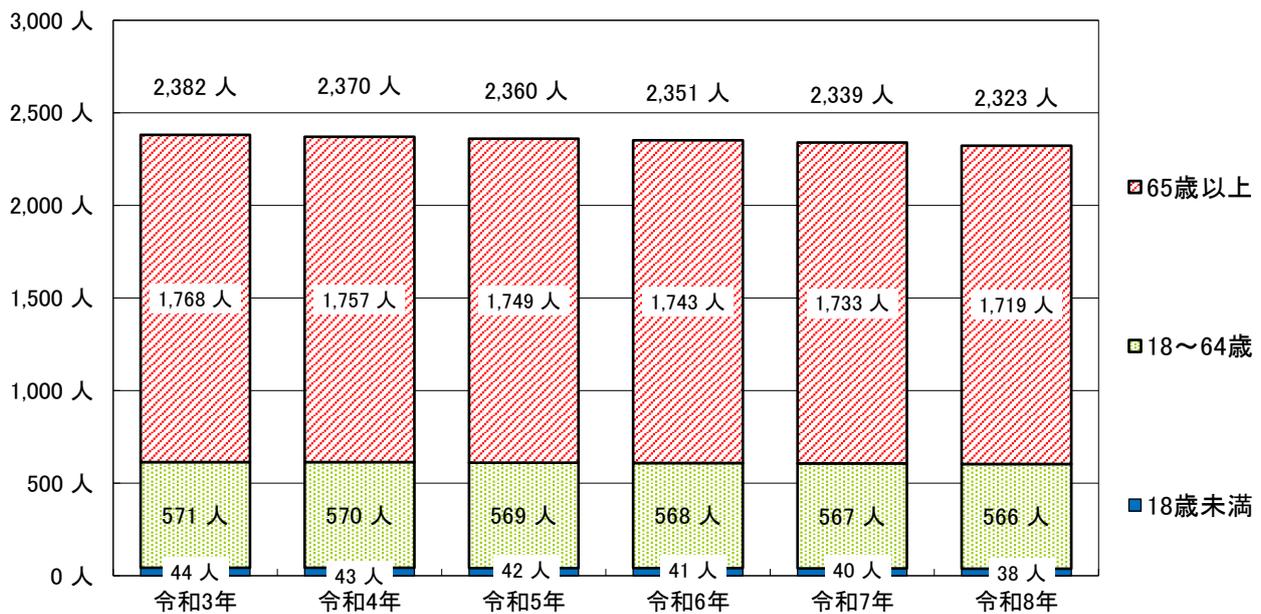
本市の身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向となり、令和8年には2,323人となると見込まれます。

■図表2-37 年齢階層別身体障害者手帳所持者の推計

単位：人

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	44	43	42	41	40	38
18～64歳	571	570	569	568	567	566
65歳以上	1,768	1,757	1,749	1,743	1,733	1,719
計	2,382	2,370	2,360	2,351	2,339	2,323

(各年10月1日現在)



※平成30年から令和2年までの身体障害者手帳所持者（各年10月1日現在）の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

(2) 療育手帳所持者数の推計

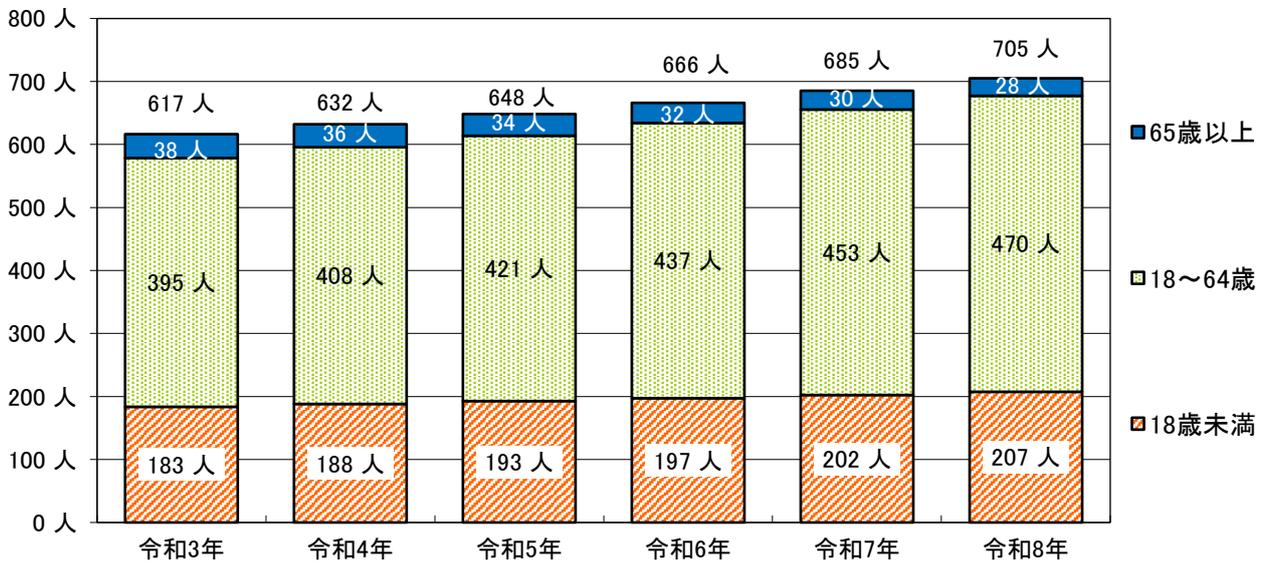
本市の療育手帳所持者数は増加し、令和8年には705人となると見込まれます。

■図表2-38 年齢階層別療育手帳所持者の推計

単位：人

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	183	188	193	197	202	207
18～64歳	395	408	421	437	453	470
65歳以上	38	36	34	32	30	28
計	617	632	648	666	685	705

(各年10月1日現在)



※平成30年から令和2年までの療育手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

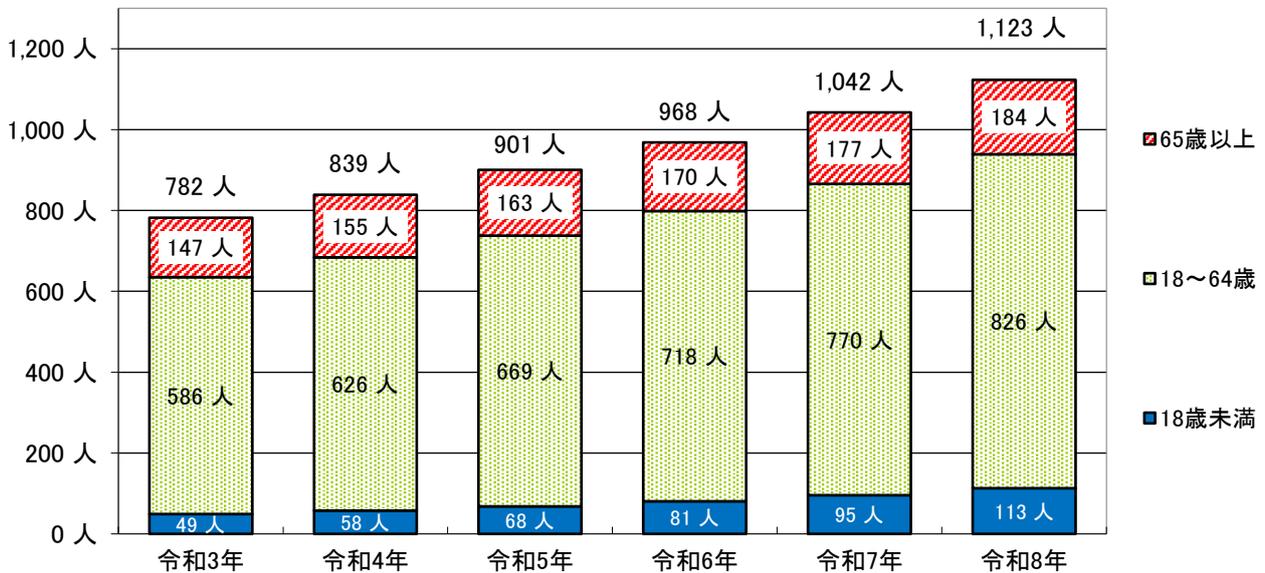
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、令和8年には1,123人となる
と見込まれます。

■図表2-8 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者の推計

単位：人

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	49	58	68	81	95	113
18～64歳	586	626	669	718	770	826
65歳以上	147	155	163	170	177	184
計	782	839	901	968	1,042	1,123

(各年10月1日現在)



※平成30年から令和2年までの精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別の3か年の平均出現率を算出し、各年の総人口推計値に乗じて算出。



第 3 章

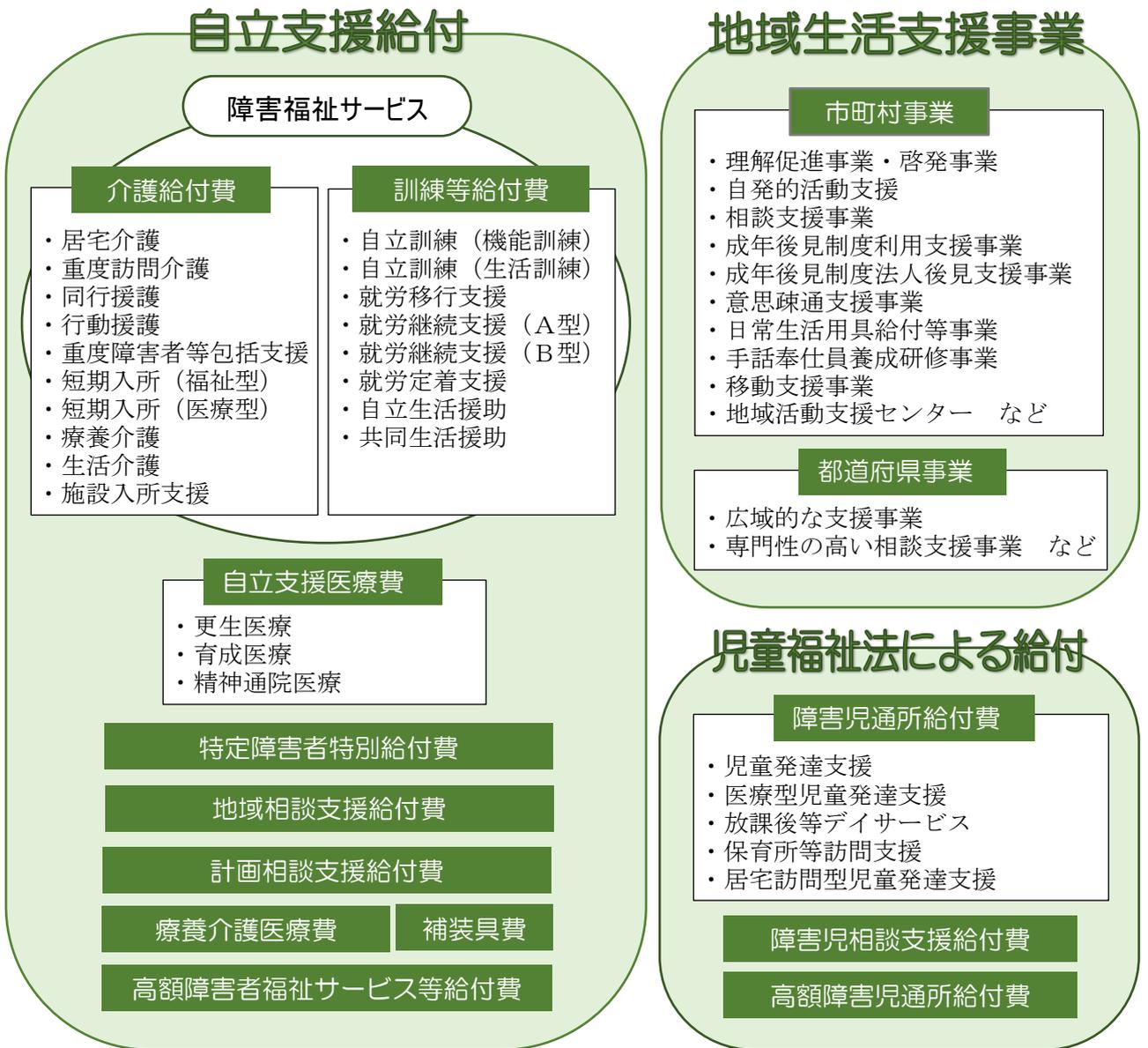
障害福祉サービスなどの数値目標

1 サービスの見込量とサービス確保の方策

第3章

1 障害福祉サービスなどの体系図

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。サービス体系は下記のとおりです。



2 第5期（令和2年度末）目標達成状況

第5期では、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針により、令和2年度を目標年度として、次に掲げる事項について、成果目標を設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期計画では、令和2年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数3人とし、令和2年度末までの施設入所者の削減数を1人とする目標値を設定しました。

施設から地域生活への移行者数は、目標人数は3人に対し、実績（見込み）は0人で目標値の達成には至っていません。

また、平成28年度末時点の施設入所者数63人からの削減見込数は、目標値は1人削減としましたが、実績（見込み）は2人増加で目標値の達成には至っていません。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度末の施設入所者数（A）	—	63人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	62人	65人	令和2年度末時点の入所者数
削減見込（A－B）	1人	△2人	差引減少見込数
地域生活移行者数	3人	0人	令和2年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

平成28年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和2年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標として設定しましたが、計画期間中において設置に至っていません。

【国の基本指針】

令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までに、地域における障害のある人の生活支援のために求められる機能を集約した拠点などを、市町村又は障害福祉圏域において少なくとも1つ整備することを目標に設定し、令和2年度末までに市で面的な体制で整備する見込みです。

項目	目標値	実績	考え方
地域生活支援拠点等	1箇所	1箇所	令和2年度末までに市又は圏域で1箇所以上整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労へ移行

一般就労移行者数の設定にあたっては、令和2年度中に一般就労に9人移行するという目標を設定しました。

事業所からの報告によると、福祉施設利用者から一般就労への移行者数は目標値9人のところ実績（見込み）は7人となっています。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	8人	6人	福祉施設を退所して平成28年度に一般就労した人数
令和2年度の一般就労移行者数	9人	7人	福祉施設を退所して令和2年度に一般就労する人数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

なお、目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者については、令和2年度末に9人とする目標設定に対し、実績（見込み）は26人となりました。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	9人	7人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	9人	26人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する人数

③就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所の就労移行率は、市内に就労移行支援事業所がなかったため、就労移行率ではなく、事業所の設置を目標に設定しました。令和2年度中に市内に就労移行支援事業所が1箇所開所しました。

項目	目標値	実績	考え方
平成28年度の就労移行支援事業所数	1箇所	0箇所	平成28年度末における就労移行支援事業所数
令和2年度の就労移行支援事業所数	1箇所	1箇所	令和2年度末における就労移行支援事業所数

【国の基本指針】

①の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを指すものとする。

なお、目標値の設定にあたり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。(②のみ)

④一般就労への職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を令和元年度、令和2年度にそれぞれ8割以上とすることを目標として設定しました。令和元年度の実績は60%、令和2年度の実績（見込み）は50%でした。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労への職場定着率	80%	60%	平成30年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
令和2年度の一般就労への職場定着率	80%	50%	令和元年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

【国の基本指針】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和2年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上設置することを目標として設定し、令和2年度に市内で1箇所民間で設置されました。

【国の基本指針】

令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標としましたが、平成27年4月から令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制になっています。

【国の基本指針】

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することを目標としましたが、令和元年6月に1箇所確保できています。

【国の基本指針】

令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置することを目標として設定し、平成30年度に協議の場を設置しています。

また、国の基本指針では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としており、1人配置することを目標として設定しましたが、平成30年度に2人、令和元年度に2人、令和2年度1人研修を終了し、5人配置の見込みです。

【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。

3 第6期（令和5年度）の数値目標

国の基本指針により、本計画において必要なサービス量を見込むにあたり、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項の成果目標を設定します。また、地域共生社会の実現に向けた取組みなどを計画的に推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や障害児支援の整備についての数値目標も設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和2年度末時点において、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホーム、一般住宅に移行する人の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の成果目標を設定します。

第3章

考え方

当該目標値の設定にあたり、国の基本指針によれば、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上に令和2年度までの未達成割合に（当市では3%）を加えた割合以上である6人が令和5年度末での地域生活移行者数目標となります。しかし、アンケート調査による暮らしに対する考えでは、福祉施設に入所しているすべての人が、「引き続き施設に入所したい」と回答しており、地域生活ではなく福祉施設での生活を希望する人が多い現状です。また、過去の地域移行者数の実績（平成18年度～令和元年度で12人）を踏まえ、令和5年度末における地域生活に移行する人及び施設入所者の削減割合を目標値として設定します。

数値目標

項目	数値	考え方
令和元年度末の施設入所者数（A）	65人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	64人	令和5年度末時点の入所者数
削減見込（A－B）	1人	差引減少見込数
地域生活移行者数	2人	令和5年度末段階での削減見込数

【国の基本指針】

令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障害のある人が地域の一員として安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場について開催回数、関係者の参加数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することが国の成果目標として設定されました。また、精神障害者のサービス見込み量（地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助）の設定を求めています。

考え方

既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用した、保健、医療、福祉関係者による協議の場で、開催回数、関係者の参加数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを以下のように設定します。また、地域の実情に基づきアンケート結果も踏まえ各サービス見込み量を設定します。

数値目標

●協議の場

項目	目標値	考え方
開催回数	年1回以上開催	各年度1回以上開催
関係者の参加数	10人/回	保健、医療、福祉の各関係者を含め開催
目標設定	各回1つ以上設定	各回目標を設定して実施
評価の実施回数	各年度1回	評価を各年度1回実施

●精神障害者のサービス見込み量

サービス見込み量は、47・49ページに記載します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域における障害のある人の生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備と必要な機能の充実をはかることが、国の成果目標として設定されました。

考え方

地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上、運用状況を検証、検討します。

数値目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況確認	年1回以上	令和5年度末までの間、年1回以上運用状況の検証及び検討

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数値を成果目標として設定します。

① 福祉施設から一般就労へ移行

考え方

一般就労移行者数の設定にあたっては、国の基本指針により、令和元年度の移行実績の1.27倍以上に未達成割合（当市では22.2%）を加えた割合以上である10人を見込みます。

数値目標

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	一人	6人	福祉施設の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の一般就労移行者数	10人	—	福祉施設の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

② 就労移行支援事業から一般就労へ移行

考え方

就労移行支援事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針により令和元年度3人の1.30倍以上となる4人を見込みます。

数値目標

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労移行支援事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労移行支援事業の利用者で一般就労した人数	4人	—	就労移行支援事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。

③ 就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業から一般就労へ移行

考え方

就労継続支援A型事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針により令和元年度3人の1.26倍以上となる4人を見込みます。

就労継続支援B型事業利用者数の一般就労者数の設定にあたっては、国の基本指針では令和元年度の1.23倍以上でしたが、令和元年実績は0人であるため、1人を見込みます。

数値目標

●就労継続支援A型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	一人	3人	就労継続支援A型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援A型事業の利用者で一般就労した人数	4人	—	就労継続支援A型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

●就労継続支援B型

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	一人	0人	就労継続支援B型事業の利用者で令和元年度に一般就労した人数
令和5年度の就労継続支援B型事業の利用者で一般就労した人数	1人	—	就労継続支援B型事業の利用者で令和5年度に一般就労した人数

【国の基本指針】

就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

④ 就労定着支援事業の利用数及び事業所の就労定着率

考え方

就労定着支援事業の利用数及び事業所の就労定着率について、国の基本指針により目標設定します。令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割以上である7人が就労定着支援事業を利用することを見込みます。令和2年9月現在、市内に就労定着支援事業所はありませんが、令和5年度末までに1箇所以上の開所を見込み、就労定着率が就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割の事業所が全体の7割以上となることを見込みます。

【国の基本指針】

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする。

(5) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等及び家族等への支援体制の確保のため、取組に関する目標を次のように設定します。

考え方

県で実施されるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の周知を行い、受講者の確保に努めます。また、ペアレントメンター^(※)やピアサポートの活動についても周知に努めます。

【国の基本指針】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に基づき、障害児支援に関する成果目標を設定します。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内にすでに児童発達支援センターが設置されており、これを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。また、児童発達支援センターが保育所等訪問を実施していますが、引き続き利用できる体制を確保することを目指します。

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内にすでに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所あります。利用ニーズに応じて、引き続き事業所の確保を目標とします。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

現在、既存の犬山市障害者自立支援協議会などを活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関による協議の場を設置し、医療的ケア児コーディネーターを配置しています。引き続き、協議の場とコーディネーターの確保を目指します。

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する目標を次のように設定します。

考え方

市職員は、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加し知識向上に努めます。また、自立支援協議会を通して、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有を図ります。

項目	実施年度		
	令和3年	令和4年	令和5年
研修の参加人数	12人	12人	12人

【国の基本指針】

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

(8) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制強化に関する成果目標を設定します。

考え方

基幹相談支援センターで相談を受ける体制を継続する中で、相談員連絡会等を通じて、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行っていきます。

項目	実施年度		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

【国の基本指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げるように、総合的・専門的な相談支援については、障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施の見込みを設定し、地域の相談支援体制の強化については地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みの設定及び、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みの設定並びに地域の相談機関との連携強化の取組の設定を実施する体制を確保することを基本とする。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4(一)に掲げる、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴奏支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うことを検討する。

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する目標を次のように設定します。

考え方

市職員は、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加し知識向上に努めます。また、自立支援協議会を通して、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果について共有を図ります。

項目	実施年度		
	令和3年	令和4年	令和5年
研修の参加人数	12人	12人	12人

【国の基本指針】

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

4 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み、必要な見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、居宅で食事などの身体介護や調理などの家事援助、外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	自傷、徘徊などの危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	極めて重度の障害のある人に居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用があり、重度訪問介護については、利用者の増加と、一人当たりの利用時間の増加に伴い、見込量を大幅に上回る数値となっています。

利用量の増加に応じ、サービス量の不足なく提供ができるよう、サービスの提供体制の整備が必要です。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
居宅介護	人	52	53	54	52	50	53
	時間	936	954	972	1022	1022	1052
重度訪問介護	人	1	1	1	1	2	5
	時間	183	183	183	20	66	581
同行援護	人	16	17	17	14	9	12
	時間	288	306	306	263	153	179
行動援護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	40	40	40	25	26	30
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

障害者の増加や施設入所者の地域生活移行により、サービスの利用の増加を見込みます。

◆ 居宅介護

障害者の増加、施設入所者の地域生活移行による新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 重度訪問介護

対象となる重度障害者の状況を勘案し、障害者の増加による新規利用者を見込みます。

◆ 同行援護

新たな利用と現利用者の利用時間の増加を実績値から推計して見込みます。

◆ 行動援護

新規利用者の利用時間を見込みます。

◆ 重度障害者等包括支援

過去3年間において、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	54	54	54
	時間	1080	1080	1080
重度訪問介護	人	5	6	7
	時間	915	1098	1281
同行援護	人	15	15	15
	時間	225	225	225
行動援護	人	2	2	2
	時間	40	40	40
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0
	時間	0	0	0

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用量の増加に応じ、不足なくサービスが提供できるよう、事業者のサービス提供への支援に努め、サービス提供体制の整備を進めます。
- ❖ 事業者の人材確保や資質向上のため、広報・啓発活動による障害への理解を促進します。
- ❖ 新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスを提供できるよう努めます。
- ❖ コロナ禍においても、利用者が必要なサービスを利用できるよう、市及び基幹相談支援センターは、利用者への情報提供や事業者支援に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所 (福祉型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を障害者支援施設などにおいて行います。
短期入所 (医療型)	居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を、病院、診療所、介護老人保健施設において行います。
自立訓練 (機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、療養介護、就労継続支援（A型）が見込量を上回っており、生活介護、自立訓練については減少しています。

その他のサービスについては、大きな変動はありません。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	人	8	8	8	8	7	7
生活介護	人	104	106	108	105	106	108
	人日	2,184	2,332	2,376	2,134	2,150	2,172
短期入所 (福祉型)	人	26	26	27	24	15	11
	人日	130	130	135	109	60	50
短期入所 (医療型)	人	7	8	8	4	2	3
	人日	42	48	48	16	16	12
自立訓練 (機能訓練)	人	2	2	2	1	0	0
	人日	40	40	40	1	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	4	4	4	0	4	2
	人日	56	56	56	0	66	27
就労移行支援	人	13	13	14	11	10	19
	人日	221	221	252	190	191	279
就労継続支援 (A型)	人	87	89	90	62	63	64
	人日	1,740	1,869	1,890	1,268	1,215	1,202
就労継続支援 (B型)	人	145	148	151	142	150	157
	人日	2,900	3,108	3,171	2,577	2,625	2,738
就労定着支援	人	7	8	9	3	4	2
	人日	7	8	9	3	4	2

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

利用者数は、現利用者に加え、新規利用者分として、特別支援学校卒業生、施設入所者や精神科病院入院者の地域生活移行者、障害者の各年度の増加人数を推計して見込みます。

各サービスの利用量については、実績値から求めた利用日数より利用見込み日数を算出し、利用見込み人数を乗じて見込みます。

生活介護について、犬山市心身障害者更生施設いぶきから利用移行する分の増加人数を加味し見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	8	8	8
生活介護	人	117	117	117
	人日	2,578	2,578	2,578
短期入所 (福祉型)	人	24	25	26
	人日	120	125	130
短期入所 (医療型)	人	5	5	5
	人日	25	25	25
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1
	人日	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	2
	人日	28	28	28
就労移行支援	人	20	20	20
	人日	360	360	360
就労継続支援 (A型)	人	65	66	67
	人日	1,300	1,320	1,340
就労継続支援 (B型)	人	157	158	159
	人日	2,826	2,844	2,862
就労定着支援	人	6	7	8
	人日	6	7	8

見込量の確保のための方策

- ❖ 施設入所者に自立訓練などを周知し、利用促進を図り、施設入所者の地域生活への移行を推進します。また、地域生活に移行した人の生活を支援するため、生活介護の需要の増加に対応できるように、事業所に働きかけます。
- ❖ 民間企業に対して、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の取組みを説明し、障害者理解を促進し、一般就労への移行を推進します。
- ❖ 障害のある人の就労を促進するため、関係課や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターなどの関係機関との連携を強化して、障害者雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。
- ❖ 相談支援を強化し、犬山市障害者自立支援協議会などを通して、就労先の情報提供やつなぎの支援をしていきます。
- ❖ 就労定着支援事業の利用促進を務めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした人に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、住まいの場を提供します。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、施設入所支援実績については見込み量と異なり増加傾向、共同生活援助については見込量を上回っています。

今後は、必要量に見合った適正なサービスの提供体制を整備することが必要です。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人	1	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	54	55	56	58	57	59
施設入所支援	人	64	63	62	64	65	65

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

共同生活援助、施設入所支援の利用者数は、実績値から人数を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1(1)	1(1)	1(1)
共同生活援助 (グループホーム)	人	60(20)	61(21)	62(22)
施設入所支援	人	64	63	62

※()内は、うち精神障害者数

見込量の確保のための方策

- ❖ グループホームの誘致・整備を促進するため、障害者理解についての積極的な広報・啓発活動を行い、地域住民に障害のある人への理解を促進します。
- ❖ 地域との連携により、グループホームの設置や小規模多機能型施設の柔軟な運用形態の実現をめざします。
- ❖ ひとり暮らしの障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、本人を支援します。
- ❖ 施設入所者のうち地域移行が可能である人に対し、地域移行ができるように事業所など関係機関と連携します。

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援	障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向などを勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者などに、地域生活への移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障害のある人などと常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談などを行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、計画相談支援について徐々に増加しており見込量を上回っています。地域定着支援については、利用がありませんでした。

今後も障害福祉サービス利用の増加に伴い、サービス等利用計画の作成が増加する見込みです。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
計画相談支援	人	83	93	104	75	74	86
地域移行支援	人	2	2	2	0	0	0
地域定着支援	人	2	2	2	0	0	0

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

◆ 計画相談支援

利用者数は、実績値から推計した障害者の各年度の増加人数を見込みます。

在宅の利用者で、居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者及び65歳以上で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者は3か月ごとに、在宅の利用者で上記以外サービス利用者、および施設入所者については6ヶ月ごとに、継続サービス利用計画を作成することとして見込みます。

◆ 地域移行支援

施設入所者や入院中の精神障害者で、病院への意向調査及び、今後グループホームや一般住宅に移行する人を勘案して利用者を見込みます。

◆ 地域定着支援

過去3年間において、利用者はありません。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	91	96	101
地域移行支援	人	2(2)	2(2)	2(2)
地域定着支援	人	2(2)	2(2)	2(2)

※ () 内は、うち精神障害者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人が、ライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるように関係機関と連携を密にします。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

2 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解を深めるための啓発を行います。また、障害のある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対する支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

実施に関する考え方

心のバリアフリーを促進し、障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を通じて地域住民への働きかけを行います。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人などに対する理解を深めるため広報活動を積極的に行います。

(2) 相談支援事業

障害のある人、その保護者、支援者などからの相談に応じ、情報提供など必要な支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0	0	0	0

※実施箇所数

実施に関する考え方

相談支援事業者は、市内の相談支援事業所において、各相談窓口と連携して実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	箇所	0	0	0

※実施見込箇所数

見込量の確保のための方策

- ❖ 相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できる体制を整備します。
- ❖ 多面的な相談支援をするため、各種相談窓口や保健所、事業者、民生委員児童委員などの関係機関との連携を強化します。
- ❖ 困難事例などは犬山市障害者自立支援協議会で検討するなど、適切な対応に努めます。
- ❖ 犬山市障害者自立支援協議会などを活用し、障害のある人の権利擁護や虐待防止を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者などに対し、制度の利用を支援します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	1	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※実施箇所数、設置又は実施の有無

実施に関する考え方

当該制度の利用を必要とする人を適切に把握し、サービスを提供していくことが必要であるため、地域包括支援センター及び各相談窓口と連携して、制度の周知を図り、利用を促進します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

※実利用見込者数、実施の有無

見込量の確保のための方策

- ❖ 積極的な広報・啓発活動により、成年後見制度の周知徹底を図ります。
- ❖ 成年後見制度を円滑に利用できるように、瀬年後見センターや地域包括支援センター並びに各関係機関との連携を強化します。
- ❖ 各関係機関と連携をしながら、事業のあり方について検討していきます。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、手話通訳などの人材を育成するために研修を開催します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業	人	14	14	14	9	10	7
要約筆記者派遣事業	人	2	2	2	1	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	10	10	10	3	11	7

※実利用者数、実養成講座修了者数

※手話通訳者設置事業は、実設置者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人のスムーズな意思疎通に必要なため、手話通訳者や要約筆記者を確保し、積極的な利用を推進します。

手話奉仕員の養成については、国の示す「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に、必要な技術を習得する研修を実施します。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	14	14	14
要約筆記者派遣事業	人	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
手話奉仕員養成講座	人	10	10	10

※実利用見込者数、実養成講座修了見込者数

※手話通訳者設置事業は、実設置見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 手話通訳者や要約筆記者に関する社会的理解を深めるため啓発活動を推進します。
- ❖ 積極的な広報活動により、手話奉仕員養成研修事業の周知を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6	2	7	0
自立生活支援用具	件	6	6	6	5	13	9
在宅療養等支援用具	件	15	15	15	14	27	5
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15	13	18	4
排せつ管理支援用具	件	1,406	1,431	1,460	1376	1365	908
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2	4	1	2

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の介護や訓練、動作などの日常生活がより円滑に行われるようにするための用具を給付し、障害のある人の社会参加促進や家族などの介護者の負担軽減を図ります。また、新たな福祉用具の開発に伴い、対象とする用具や耐用年数を引き続きを見直していきます。

過去3年間の利用状況から、年によって変動がみられるものの、制度の周知や障害者の増加を勘案して見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	6	6	6
自立生活支援用具	件	10	10	10
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	1,406	1,431	1,460
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者のニーズや新たな福祉用具について把握し、給付対象用具を見直します。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
移動支援事業	人	33	34	34	26	32	37
	時間	3,960	4,080	4,080	3,195	3,447	2,031

※実利用者数、延べ利用時間数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

利用者数、利用時間も増加傾向がみられていることから、必要量を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	38	38	39
	時間	4,155	4,230	4,316

※実利用見込者数、延べ利用見込時間数

見込量の確保のための方策

- ❖ 個々の障害の特性に合わせ、より利用しやすいサービス提供をめざし、個別支援やグループ支援などの様々な移動方法を検討します。
- ❖ サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供します。

(7) 地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、創作活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6	4	6	6
	人	114	115	118	114	104	87

※実施箇所数、実利用者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

地域で生活する障害のある人に、日中活動の場を提供することにより、社会参加の促進を図ります。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所	6	6	6
	人	114	115	118

※実施見込箇所数、実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 創作活動の場を求める障害のある人や利用が見込める人、新たに障害者手帳を取得した人などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	人	9	9	9	8	6	8
	回	303	308	315	263	286	148

※実利用者数、延べ利用回数（基準は一人当たり4回/月まで）

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

在宅で重度障害者の家族などの介護者の負担軽減のためにも、支援していく必要があります。

施設において、特殊浴槽の使用ができるサービスの創設と合わせ、継続利用者と新たな利用者の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	9	9	9
	回	303	308	315

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 必要としている障害のある人が利用できるように、在宅の重度障害者などに制度の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人を日常的に介護している家族に一時的な休息がとれるように、昼間に介護などを行う日中ショートステイ事業、日中デイサービス事業を行います。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
日中一時支援事業	人	77	78	79	65	77	55
	回	1,379	1,403	1,427	893	1,379	667

※実利用者数、延べ利用回数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害のある人の家族の就労支援や、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するためのレスパイトサービスとして、利用を促進します。

ニーズが高く、実施する事業所数も増加しており、今後も継続利用者と、新たな利用者の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	77	78	79
	回	1,379	1,403	1,427

※実利用見込者数、延べ利用見込回数

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者数の増加に合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

(3) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人について、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うことにより、障害のある人の地域での自立した生活を推進します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
生活サポート事業	人	2	2	2	0	0	0

※実利用者数

※各年年間度利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

障害福祉サービスで支援を受けることができない障害のある人への支援として、本人の生活向上や家族の負担軽減を図ります。

対象者が限られているため、大幅な増加はありませんが、新たな対象者を勘案し見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活サポート事業	人	1	1	1

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 支援を必要とする人にサービスが提供できるよう、介護給付支給決定時に非該当となった人や家族などの介護者、相談支援事業所などに制度を周知します。

(4) 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

ア 自動車運転免許取得費助成事業

身体に障害のある人が、就労などの社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

イ 自動車改造費助成事業

身体に障害のある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。

利用状況

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1	0	0	0
自動車改造費助成事業	人	3	3	3	5	1	4

※実利用者数

※各年度年間利用実績、令和2年度は9月までの利用実績

実施に関する考え方

当該制度を利用することにより、身体に障害のある人が移動手段の一つとして自動車を利用できるようになるため、身体に障害のある人の就業や地域での自立生活及び社会参加の促進が期待でき、積極的な利用を推進していく必要があります。

対象者が限られているため、大幅な増加はないと見込みます。新たに身体障害者手帳を取得する人や、自動車改造費助成事業については、以前利用した人で自動車の変更による再申請、新たに対象となる障害者数などを勘案し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1
自動車改造費助成事業	人	3	3	3

※実利用見込者数

見込量の確保のための方策

- ❖ 新たに手帳を取得する人などを中心に、障害のある人に当該制度を周知します。

3 児童福祉法に基づく見込量と確保の方策

(1) 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）

障害児通所支援には、次のようなサービスがあります。

児童発達支援	就学前の障害児を対象として、児童発達支援センターなどにおいて、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	小学校から高校までの在学中の障害児を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、施設などにおいて生活能力向上のための訓練などを実施したり、居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある保育士などが、保育所などを訪問し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童を対象として、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害児で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児を対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、毎年利用量が増加しています。

利用量の増加に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
児童発達支援	人	86	93	95	105	96	107
	人日	1,290	1,395	1,425	1,208	824	998
放課後等 デイサービス	人	88	91	92	163	132	178
	人日	1,760	1,820	1,840	2,202	2,084	2,069
保育所等訪問支援	人	10	11	12	2	2	6
	人日	40	44	48	2	0	7
医療型 児童発達支援	人	1	1	1	0	0	0
	人日	20	20	20	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2	0	0	0
	人日	2	2	2	0	0	0
障害児相談支援	人	29	31	31	65	58	66

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスは、ニーズが高く今後も利用が増加すると見込みます。

利用者については、継続利用者と新たな利用者の増加及び利用回数の増加を見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	120	122	124
	人日	1,080	1,098	1,116
放課後等 デイサービス	人	180	182	184
	人日	2,340	2,366	2,392
保育所等訪問支援	人	8	9	10
	人日	16	18	20
医療型 児童発達支援	人	1	1	1
	人日	20	20	20
居宅訪問型 児童発達支援	人	2	2	2
	人日	40	40	40
障害児相談支援	人	66	67	68

見込量の確保のための方策

- ❖ 利用者数の増加見込みに合わせて、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。
- ❖ 障害のある子どもを持つ親に制度の周知を図るとともに、有意義な放課後を過ごすことができるようにサービス提供事業者の提供サービス内容把握に努め、質の確保に努めます。

(2) 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握のため、犬山市児童発達支援事業実施施設であるこすもす園通所者を対象にアンケート調査及び特定非営利活動法人ぽんぼこネットワーク保護者会を対象にヒアリング調査を実施しました。

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害児の受入体制の整備に努めます。

利用状況と課題

過去3年間の利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、毎年利用量が増加しています。

利用量の増加に応じ、サービスが不足なく提供できるよう、サービスの提供体制を整備する必要があります。

サービス種別	単位	見込み			実績		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
保育園	人	34	34	34	25	26	22
認定こども園	人	5	5	5	0	0	0
放課後児童健全育成事業	人	6	6	6	7	6	10

※各年度3月利用実績、令和2年度は9月利用実績

実施に関する考え方

保育園^(※)、認定こども園^(※)については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、加配保育対象の園児数の割合を積算し、見込みます。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）^(※)については、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み総数に、利用実態を考慮して、障害者出現率を積算し、見込みます。

必要な量の見込み

サービス種別	単位	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人	27	27	27	27
認定こども園	人	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	人	11	11	12	13

見込量の確保のための方策

- ❖ 障害のある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関と連携し、受入体制の整備に努めます。
- ❖ 未就学児は保育園及び一時保育の、就学児は放課後児童クラブの受け入れ体制の確保に努め、保護者の就労時の子育て支援の充実を図ります。



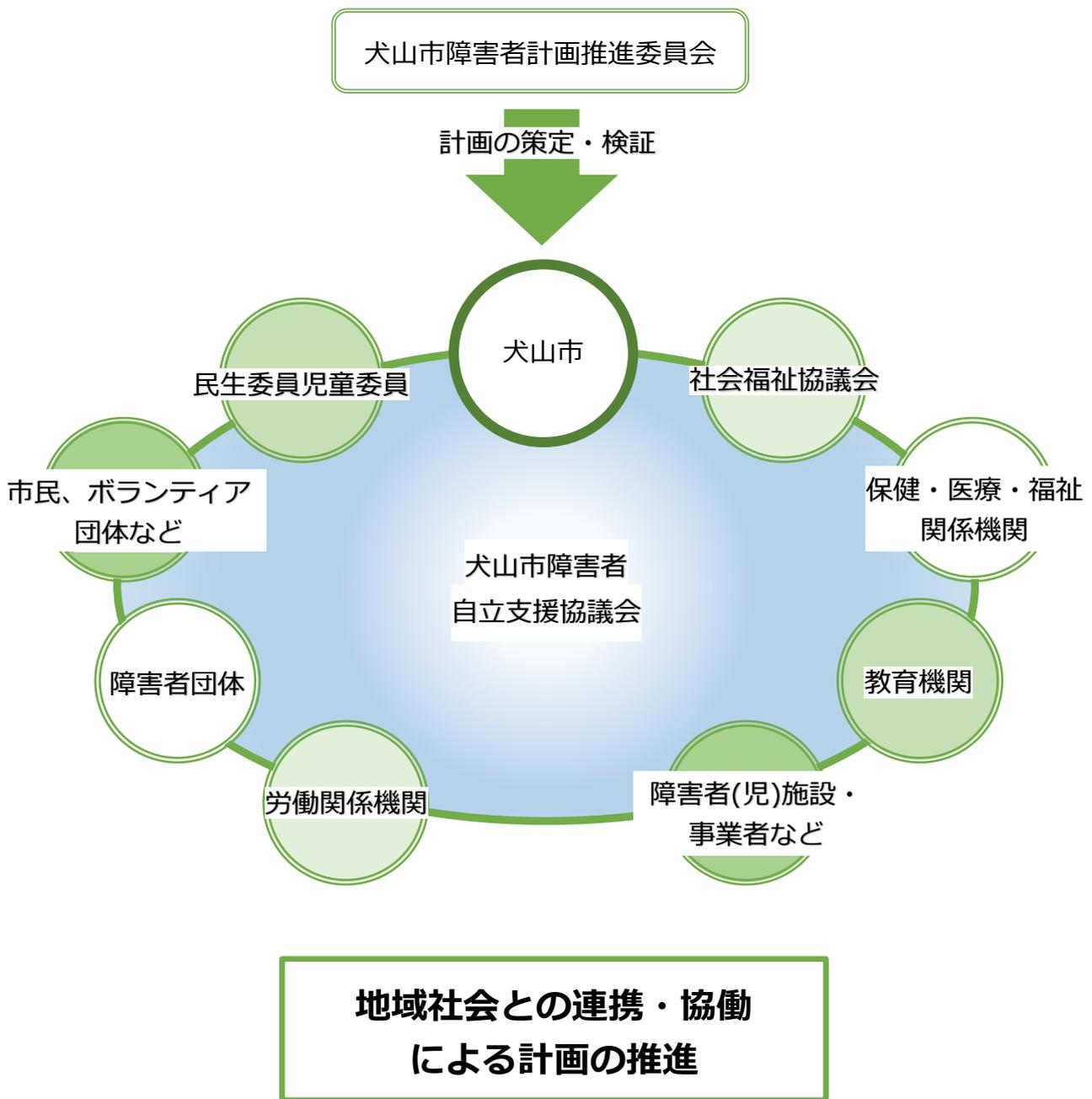
第4章 計画の点検・評価



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人の意見を最大限尊重するとともに、行政、市民、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉協議会、保健医療福祉関係機関、教育機関、障害者団体、障害者施設や事業者などの関係機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。

また、本計画を市ホームページなどで周知することにより、障害のある人に対する地域社会の理解と協力が得られるよう、普及啓発を図ります。



2 計画の点検・評価

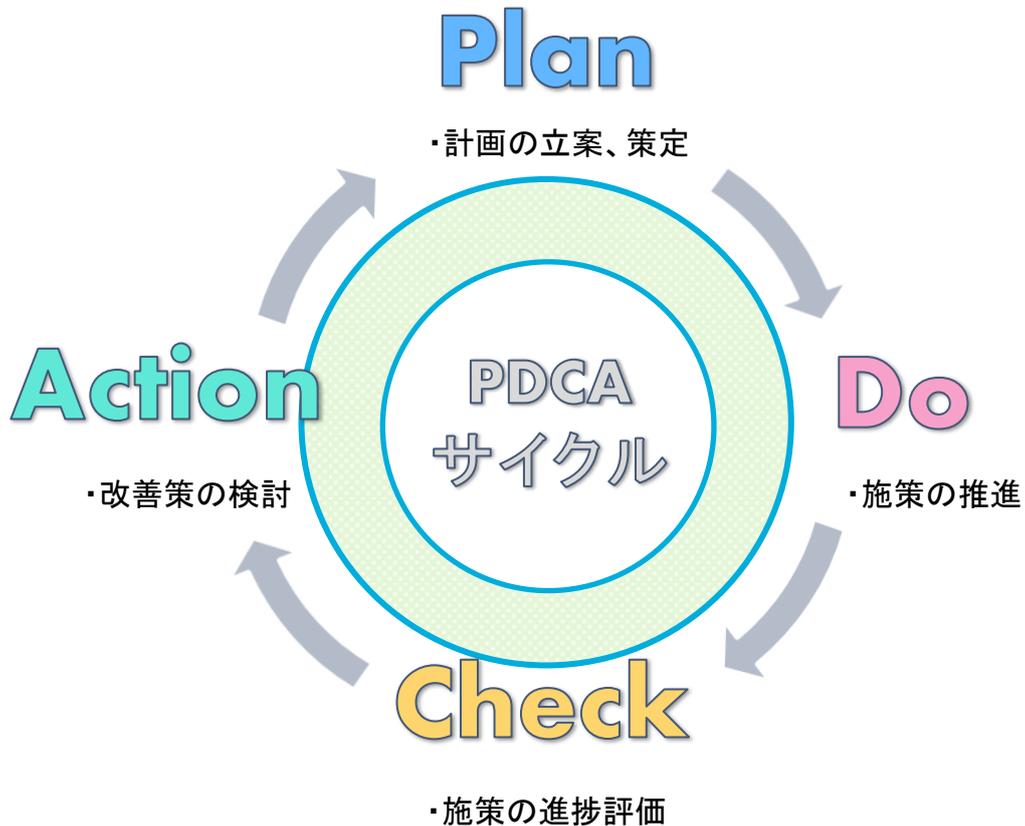
1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたり、計画に盛り込んだ施策の実施状況や、進捗状況について点検します。

また、今後、この結果に基づいて、障害のある人のニーズや社会状況の変化などに対応した施策などの見直しを実施します。

2 点検及び評価体制

犬山市障害者計画推進委員会が中心となり、PDCAサイクル^{*}を取り入れ、計画の進捗状況についての点検及び評価を実施します。



^{*}PDCAサイクルとは、Plan（計画策定、実施方針・目標設定）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字をとったものです。行政施策や事業の評価にあたって、計画から見直しまでを一環として行い、さらにそれを次の計画・事業に生かそうという手法です。Plan→Do→Check→Action→Plan……という一連の周期的な流れ（サイクル）によって計画の進捗管理を行っていくことから、PDCAサイクルと称しています。

資料編



1 計画策定の経過

年 月 日	内容
令和2年6月	第1回 犬山市障害者計画推進委員会 ① 犬山市障害福祉計画・犬山市障害児福祉計画について ② 第6期犬山市障害福祉計画・第2期犬山市障害児福祉計画策定のスケジュールについて ③ 調査方法等について ④ サービス利用状況について
令和2年7月 ～10月	市役所福祉課窓口アンケート調査実施
令和2年8月4日 ～9月12日	障害者団体ヒアリング実施 (1) 犬山市身体障害者福祉協会 (2) 精神障がい者家族会（犬山しらゆり会） (3) 犬山市心身障害児（者）父母の会 (4) 特定非営利活動法人ぽんぽこネットワーク 保護者会
令和2年9月4日 ～10月2日	サービス事業所、相談支援事業実態調査実施
令和2年9月16日 ～10月7日	病院地域相談支援等移行調査
令和2年11月20日	第3回 犬山市障害者計画推進委員会
令和3年1月 日	犬山市障害者自立支援協議会
令和2年月 日 ～ 月 日	パブリックコメント実施 愛知県への意見聴取
令和3年2月 日	第3回 犬山市障害者計画推進委員会
令和3年3月	犬山市障害者計画策定推進委員会委員長から市長に提言
令和3年3月	市議会報告

資料編

2 犬山市障害者計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市障害者計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本市における障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の構成員
- (3) 民生児童委員
- (4) 保健医療福祉関係機関の者
- (5) 教育関係機関の者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(検討会)

第6条 委員会は、その所掌する事項に関し調査研究等を行うため、障害者施策推進検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

- 2 検討会は、市の職員をもって構成し、会長は、健康福祉部福祉課長をもって充てる。
- 3 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山市障害者計画推進委員会設置要綱(平成19年8月10日施行)に基づく犬山市障害者計画推進委員会の委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

3 犬山市障害者計画推進委員会委員名簿

任期：平成31年3月25日～令和3年3月24日

	氏名	団体名等	区分
委員長	田中 良三	愛知県立大学名誉教授	学識経験者
副委員長	高沢 悟	医療法人桜桂会 犬山病院	保健医療福祉関係機関
	池戸 正裕	犬山市身体障害者福祉協会	障害者団体
	大藪 和子	犬山市心身障害児（者）父母の会	
	河村 礼子	精神障がい者家族会 犬山しらゆり会	
	押谷 重昭	犬山市民生児童委員協議会	民生児童委員
	松浦 英幸	犬山市社会福祉協議会	保健医療福祉関係機関
	杉本 博	社会福祉法人 ひかり学園	
	瀧川 由紀子	NPO 法人 ぽんぽこネットワーク	
	奥村 孝治	犬山公共職業安定所	
	田代 波広	尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ	
	彦田 聖士 [※]	愛知県江南保健所	
	河村 政徳	犬山市生活支援コーディネーター	
	大西 宏幸 [※]	愛知県立小牧特別支援学校	教育関係機関

4 障害者団体ヒアリングの概要

(1) 犬山市身体障害者福祉協会

開催日：令和2年8月20日（木）

開催時間：9時30分～11時00分

場 所：ふれあいプラザ

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 障害があることを町内や民生委員などとおして隠さず、自分で申し入れておくことで災害時などによいと思う。住所録（地区による）を利用することで町会長が把握でき、自分から発信することで助けてもらうことにつながる。
- ◆ 社会も以前と比べ、障害への理解がしてもらえるようになってきていると思う。
- ◆ 障害を隠すのではなくオープンにしていくのがよいと思っている。
- ◆ 障害があつて、何ができないかを自分から言うことでわかってもらえる。
- ◆ 各障害によりそれぞれちがいがあり、人工関節を入れているので長く立ってられない。バス停に椅子が欲しい。
- ◆ ヘルプマークはだいぶ浸透していると感じる。つけていることで席を譲ってもらうことはある。
- ◆ 若い人が席を譲ってくれることがよくあるので、そのときにはありがとうと伝えて譲ってもらう。
- ◆ 公共施設のバリアフリーはだいぶ進んできているが、既存施設である学供や町内会館では進んでいない。
- ◆ 杖をついているが、側溝の穴に杖の先がはまってしまうことがよくある。
- ◆ 町内で行事をする際、できて当然と思われるきらいがあり、なかなか分かってもらえないと感じることがある。

(2) 障害者の就労について感じていること

- ◆ 資格などの取得、技術の習得し就職をしようというような、自分を売り込もうという、障害者自身の意識改革が必要。
- ◆ パソコン訓練は良いと思う。
- ◆ 視覚障害の人は就職が厳しい。
- ◆ 個人での就職は難しいので、バックアップや就職マッチングがあるといい。
- ◆ 就職や職業訓練の制度があるが、県の職業訓練は遠くてなかなか行けない。
- ◆ 制度があり、充実はしてきているが、制度があまり知れ渡っていない。
- ◆ 市内の就労継続支援の事業所が少ない。
- ◆ 長時間労働が難しいので、短時間就労ができるといい。
- ◆ 通勤に車を使えなかったり、職場でのコミュニケーションが取れなかったり、仕事をすぐやめることになることも多い。仲間や会社に理解してもらわないといけないが難しい。

(3) 地域での生活支援について感じていること

- ◆ 聴覚部の活動について、ボランティアセンターでの活動は狭い。
- ◆ 手話通訳をリモートでできると良い。緊急時にも有用。
- ◆ ずっと聴覚障害の人は、文字は習っていないとできないので手話でできると良い。一方中途障害

の人は、要約筆記の方がよい場合もある。

- ◆ 月1回の相談の機会が設けられているが、こういう場がありということがよいと思う。
- ◆ 基幹相談支援センターが平成30年4月からあるが、まだ知らない人が多いので、周知が必要。

(4) 障害福祉サービスについて感じていること

- ◆ ふれんどは、コロナの休み期間に介護保険の利用へ移り、利用が減っている。
- ◆ 視覚障害者の人は移動が大変なのでふれんどの利用ができ喜んでいる。

(5) 成人後見制度について感じていること

- ◆ 制度について知る人が少ない。
- ◆ 周知が必要。

(6) 災害等緊急時の対応について

- ◆ コロナ禍、三密を避けると避難場所が少なくなるのではないか。
- ◆ 個々で必要な対応が異なる高齢者等が多い。
- ◆ 椅子が多いと良い、個室があれば良い等
- ◆ 椅子が多くあると良い、個室があれば良い等配置の考慮が必要。
- ◆ 安心メールの登録必要。
- ◆ 自分から町内等に存在のアピールすることが必要。
- ◆ 障害者も地域の訓練へ参加するとよい。

(2) 犬山市心身障害児(者)父母の会

開催日：令和2年8月4日(火)

開催時間：10時00分～11時30分

場 所：丸山地区学習等供用施設

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 声を上げることで改善されることもあるが、当事者でなければわからないことがあるので、わかる人、感じる人が声をあげていくことで他の人への良いサービスへとつながっていくといろんな場面で感じる。
- ◆ ヘルプマークは、見た目ではわからないのでつけることでわかってもらうようにつけてはいる。
- ◆ 子供たちをわかってもらおうと思ったら、ふれあう場面が多いほど、子供とか障害についてわかってもらえることがあると思う。
- ◆ 学校教育の場について、今、犬山には支援学校がない。普通学校の中に子供たちが入る仕組みで普通学校に支援が入る方法を聞いたことがあったが、コロナのこともあり、なかなかすすんでいないと感じた。実際、健常の人は目の前に子どもがいなくてわからないと思う。トラブルやこだわりのある子どもたちと付き合うのはとても大変だと思うが、地域で学校へ通いたいと思う子がいたら社会全体が変われるとても良いチャンスであるので、なるべく受け入れていただけたらと思う。本当なら支援学校へ行った方が個人的に伸びる可能性があるところを、地域の学校へ行きたいというのは本当に社会を変えたいという気持ちの表れでもあると思う。子どもたちは全ての人が同じだというアピールができる。
- ◆ みんなが外に出てたくさん目に触れて知ってもらうことから初めて、街全体、建物やいろんなことが障害者や高齢者にやさしい街づくりを進めていけるといい。
- ◆ 公共施設にユニバーサルベッドが設置されたりエレベーターが設置されたりしたが、みんなが見る施設であり、そうしたところに設置されたことありがたい。これから変わっていくという感じがする。

(2) 生活基盤としての多様な住まいの確保

- ◆ 気管切開している人は、就労したいが、医療行為であるため看護師が必要だが、看護師不在のため地元での就労ができず市外の看護師配置があるところで就労せざるを得なかった。看護師を雇うのが大変なのだと思う。
- ◆ どこにどんな内容の事業所があるのかという情報がわからない。そういうものをまとめた冊子があるとわかりやすくしてほしいと思う。
- ◆ 相談員の情報によるところが大きいように思う。
- ◆ 他市で障害者の事業所が、職員も利用者と一緒に企業に入り、企業の人と一緒に働くというのを聞いた。
- ◆ 専門の人がついて指導ができると障害の重い人でも活動できると思う。

(3) 地域での生活支援について感じる事

- ◆ 相談支援については知らない人が多い。
- ◆ 相談先は通所中の事業所や、学校、病院、教育センター等。
- ◆ 通っている事業所の相談員は本人のことを知りすぎぐらい知っていてかえって相談しにくいと感じることもある。

- ◆ 相談先について周知が必要。

(4) 障害福祉サービスについて

- ◆ 自分の使いたい日時の利用ができない（日中一時、移動支援）。
- ◆ 特に男性ヘルパーが少ない。
- ◆ 土日、長期休みに活動の場があまりないので、デイサービス使いたい。
- ◆ 訪問入浴の時間帯が合わず、利用が難しい。
- ◆ 職員にとって良い環境が、利用者へもよい環境につながると思う。
- ◆ 福祉課の職員が代わらないでほしい。

(5) 成人後見制度について

- ◆ 関心を持たないといけないなどと思うが、まだいいかと思ってしまう。
- ◆ 制度について、どこで、どのようになどわかりやすい冊子などがあると良い。
- ◆ 勉強会はもちろんあると良いが、とっかかりとして目で見えてわかるものがあるといい。
- ◆ 広報の周知は良いと思う。いずれは行かなければいけないと思う。

(6) 災害等緊急時の対応について

- ◆ 場所が変わり、知らない人ばかりの避難所には行けない。
- ◆ 決まったメンバーのみがいる避難所があると安心。
- ◆ 一般の人でも精神的に不安定になる状況の中、そこにいることは無理。
- ◆ 一度避難所へ避難したとして、その後家や車中へ再避難したりすることも考えられるが、物資の支援がどのようなものになるか。情報がどうなるか。
- ◆ 避難所の場所が偏っていると思う。どのように移動すればよいかと思う。
- ◆ 医療的ケアの必要な人はどうしたらよいかと思う。
- ◆ 医療的ケア児の交流会で、避難訓練の実施の話も出たが、医療的ケア児の把握ができていないのが問題。
- ◆ どこに誰がいて、何に困っているか把握してほしい。
- ◆ 災害ボランティアの講習会で、障害者の情報はわからないといわれたが、災害時は特別なので情報を開示してほしい。

(3) 精神障がい者家族会 犬山しらゆり会

開催日：令和2年9月12日（土）

開催時間：13時30分～15時00分

場 所：南部高齢者活動センター

(1) 障害者を取り巻く環境について感じていること

- ◆ 世間の偏見を感じることもある。地域の行事参加について教えてもらえないことがあった。非常辛い思いをしている。
- ◆ 生活を送っていくにあたっての問題点として、地域社会にその本人が溶け込んでいくのは難しいということ。近所の方と挨拶することはできるが、溶け込むことは難しく、どうやったら良いかわからない。まずは近所の人と話すだけでも良いが、地域と溶け込むのは難しいと感じる。
- ◆ 障害を持っていない人には、障害者に対する、見方が全然わからないと思う。障害を持っている家族会等には本当に、腹を割って話せるが地域の方と、話すのは地域な方もこちらも大変だと思う。
- ◆ 近所の人とあまり話さないし、あまりプライベートのことは話さない。障害の家族がいるのでいろいろわかるが、そうでない人には馬鹿にされることも多いし、色眼鏡で見られる。世間で偏見や、人の噂、を聞くが仕方ないと思いつながら聞いている。
- ◆ 入院をするまでの時期が大事。入院をくり返すほどおかしくなる。いかに入院させないかが大事。親は良くなると期待するが、限界があるから、福祉関係で考えてほしい。
- ◆ 地域に障害者がいるということをわざわざ知らせることもしていないし、知らないと思う。本人がやりたいと思ってくれるといいなと思っているが一歩が出ずなかなか難しい。
- ◆ 兄弟であれ、病状の理解をするのが難しい。
- ◆ 家族が経験したことを誰かに話すことはできるので、話すことで役に立つのではないかなと思う。
- ◆ 講習会を数多く開くと、行く機会を設けることができ、良いと思う。
- ◆ あまり自分だけで抱え込まず、話すことで聞いてくれる場合もあると思う。
- ◆ 急性期は病院など、バランスが必要で、福祉関係や病院の人に支えてもらい、抱え込まないようにすべき。

(2) 障害者の就労について感じていること

- ◆ 人が怖いので、仕事をするのが難しいと思っていたが、いろいろな経験をへて、体調に合わせて自分で考えてできるようになってきておりB型就労支援を続けられている。
- ◆ 本人の体調によっては、就労というものが難しい。

(3) 地域での生活支援について感じていること

- ◆ 訪問看護利用することで元気になれており、感謝している。
- ◆ ケースワーカーに相談するが、聞いてもらうことで楽になれることはある。
- ◆ 障害者団体の雑誌の家族による相談に電話して年度か利用したことがある。
- ◆ 専門の相談先に電話してもつながらないということを知る。知人等、専門でなくても聞いてもらいたいという気持ちがある。
- ◆ 相談は時間が長くなるので、話しにくく、相談に行きにくい気持ちが出てくる。
- ◆ 保健所に何度か電話したり行ったりしたことがある。
- ◆ 身近に相談できる人がいると本当に心強いがなかなか出来ない。

◆ 相談できないと動けない。

◆ 以前、市役所に相談したときに、一生懸命相談先等を探してくれたことがあった。

(4) 障害福祉サービスについて感じていること

◆ 自立訓練を使えるといい。

◆ 利用希望であっても、近くに事業所がないと利用できない。

◆ サービスの内容を知らないものもあり、実際使いたいときに何を使ったらよいか、何が使えるかわからない。

(5) 成人後見制度について感じていること

◆ 親が年を取ってきてその後どうすべきか悩んでいる。

◆ 将来、家族がどうしたいかをはっきりさせ、望むことが大事。

◆ 制度の周知が必要。

(6) 災害等緊急時の対応について

◆ 避難所の場所が広くても、集まると人がいっぱいになる。精神障害の人は人がいっぱいな状況が苦手な人が多い。何をしたいかわからない気持ちになる。

◆ 災害が起きるとその場で硬直すると思う。

◆ 避難のタイミングがわからなくて難しい。避難所に行くか、家にとどまるか自分で判断が必要。

(4) 特定非営利活動法人 ぽんぽこネットワーク 保護者会

開催日：令和2年9月4日（金）

開催時間：18時30分～20時00分

場 所：犬山市役所 205 会議室

(1) 家族支援について感じていること

- ◆ 兄弟でこすもす園に通っていたので、こすもす園に相談する。
- ◆ こすもす園は、先生と話せる時間が長いので話しやすい。
- ◆ 他の事業所では、相談するには送迎時間の時か、事前に時間の調整が必要となるが、相談自体はきちんと話をきいてくれる。
- ◆ 母子通園をすると、その間の時間は他の障害のある兄弟をどこに預けるかが困る。
- ◆ ファミリーサポートでは障害児は預けるのが難しい。預け先がない。
- ◆ こすもす園のボランティアの託児は月1、2回しかいないので増やしてほしい。
- ◆ 母子通園時に、多動な子供を、乳児を連れて追い掛け回すのは大変だった。
- ◆ 自分だけでなく、そのような母がたくさんいた。下の子を預けられる先が欲しい。
- ◆ 小学校にあがると早朝や夕方につき添い等の支援が必要で、その間の下の子が心配。
- ◆ 母子分離の施設では、話せる時間が限られるので、相談したい場合は時間の調整が必要。
- ◆ 次男がこすもす園を利用して、兄弟のことで何かと相談に乗ってもらっているが、卒園したら今ほど相談を周りに出来ないのではと不安。
- ◆ その都度、アドバイスや経験を積んでいるからこそその対処法などを教えてもらえる。
- ◆ 相談したいときに、相談できる場所や人はたくさんあるが、名古屋市に住んでいた頃は、こちらから相談しなくても障害児を抱えている家庭には保健師や先生から定期的に連絡をもらえた（つらいことはないですか？どんな些細なことでも話してください・・・等）。自分から相談できない人も多いと思う。そういった連絡にたくさん救われた。
- ◆ 保健センターや通所サービスで聞いてもらえるので相談しやすい。
- ◆ 保健センターでの健康診査や相談の機会に発達を見てもらい、遅れがある場合等、相談したり、教室や療育の紹介をしてもらったりした。
- ◆ 休日に主人が子供の面倒を見ることで、たまに自由な時間を持てたが、遊び相手役の負担がどんどん増えており、主人にあまり頼めなくなってきた。
- ◆ 家族が公園や散歩など屋外に出て、遊び相手をしてくれたり、着替えを手伝ってくれる。
- ◆ 障害児を抱える兄弟については私にとっても大きな問題。どのように説明したらよいのか、対応したらよいのか、教えてもらえる機会があると嬉しい。
- ◆ 来年の春から長男の通学サポートを次男連れでやらなければならない。こういう時、次男のことを家族以外の誰かに頼めたら助かる。
- ◆ 姉妹にもその子の人生があるので、両親が元気なうちは親で介護するつもり。その後の支援は施設等をお願いするしかないと思う。

(2) 教育・保育の提供（利用）体制について、感じていること

- ◆ 長男が通うまでに、自身が下の子の妊娠の検診やつわりがあったからか、障害について中々言われなかった。親子教室やこすもす園に行っていたが、よく分からずに行っており、ある日、加配が必要と言われ自身で意味を調べたところショックを受けた。

- ◆ 保育園に4月に入園したが、保育士よりこすもす園を強く勧められた。保育士は子供のことを良く見てくれるので信頼関係があった。
- ◆ 先々のことを考えて、放課後等デイサービスにも繋がるように、こすもす園以外のデイサービスを持っている児童発達支援事業所に通っている。
- ◆ 子の様子を見ながら、1か所でもよいが日数を増やしていきたい。
- ◆ こすもす園は、周りの母親から情報を交換したり、先生に相談が出来たり、子供だけでなく自分もいろいろ吸収でき、自分のためにもなっていると感じる。
- ◆ 母子分離の事業所は、保育園にいずれ戻りたいので、似た環境で良いと思っている。また、母が仕事をしたり自分の時間が持てたりすることも良い。
- ◆ 保育園、小学校の先生はすごく協力的で安心している。次男は私立の幼稚園に行っているので、今後が心配。
- ◆ 通っている事業所は、園と行き来して連携してくれ安心できる。
- ◆ 事業と先生が話し合いできる状態が理想。
- ◆ 以前の制度だと、長い時間利用出来て良かった。
- ◆ もう少し早くから、もう少し遅くまで利用したい。
- ◆ 9時から5時まで空いてほしい。
- ◆ 働きたいが、今の開所時間では難しい。今はかなり時短勤務のため、もっと働きたい。
- ◆ 保育園の後に行くと、1.5時間ほどの利用で、あまり利用時間がない。
- ◆ 長期休みがネック。
- ◆ 1号認定で長男が通うと、次男のハードルがあがり、探しづらい。
- ◆ 途中で2号認定にされ、働けと言われた人がいる。
- ◆ 通っていた保育園で発達障害の指摘を受け、サービス利用をすすめられたため利用している。
- ◆ 長男が障害児ではと指摘されたため利用している。
- ◆ 同年齢の子と比べると落ち着きがなく、言葉が遅かったため。利用している。
- ◆ 未来園に通えないが就労もしているため、入園準備を含めて母子分離で通所できる事業所を探した。
- ◆ 保健センターの検診で相談し、こすもす園を利用するようになった。
- ◆ 3才児健康診査で、言葉の発音がよくなく、気持ちの切り替えができていなかったため、療育を受けることになった。
- ◆ 母子通所と母子分離を同時に利用することで、より良い成長につながると考えたため、2か所利用している。
- ◆ 先々のこと（就職など）を考えると、デイサービスや能力アップと思ったため2か所利用している。
- ◆ こすもす園は加配がつくと訓練のみで、療育が受けられなくなるので新しく事業所を契約した。
- ◆ 施設や保護者の先輩から話を聞くこともあるが、詳しい内容は良く分からない。
- ◆ 保育園も学校も積極的に力になってもらい、とても恵まれている。ただ、園長先生次第のところがあるので、そこは不安。
- ◆ 令和3年4月入園に向けて少しずつ出来る事を増やしていつているので、このままスムーズに通えるようになればよい。
- ◆ 保育園（学校）、通所サービス、親の3者で子どもの対応の仕方などを話し合う機会があればいいと思う。

- ◆ 保育所等訪問支援を使っている、喜璃夢の職員が保育園を訪問し、保育士とともに、児童の集団生活適応のための支援を行っている。
- ◆ 始まりの時間が早くなるとありがたい。生活のリズムがあるので今の利用時間は不便。学校のある時と長期休みでは利用数も変わるので、毎月同じ利用可能日数では悩ましい時もある。
- ◆ 働いている人は、仕事で預かってほしいと思っていると思う。

(3) 地域での生活支援について感じていること

- ◆ 障害特性で不登校になった子ども向けのフリースクールがあると良い。
- ◆ 学習の支援の補助があるとよい。
- ◆ 犬山に、肢体不自由の子たちが行けるような施設はすごく少ない。生活介護の施設は必要。肢体の子は知的に比べて人数は少ないが必要な支援はたくさんある。
- ◆ 姉妹に任せられるのか、詳しいことが全く分からない。後見人を信用するのも少し怖い。

(4) 災害等緊急時の対応について

- ◆ 周りもストレスがたまっているため、避難所に多動な子を連れていくと怒られたり睨まれたりしそう。
- ◆ 仕切りの一定のスペースで過ごすことは難しい。
- ◆ 車で生活するか親戚のところへ避難することを考えている。
- ◆ 障害特性でパニックになりやすいことが不安。この前の停電もかなり動揺した。
- ◆ 普段の慣れた食事やお菓子を備蓄している。
- ◆ 限られたスペースや、慣れない場所で過ごすことは難しい。
- ◆ 今の市の体制では頼れない。
- ◆ 災害や場所が変わることで、どれだけ本人が落ち着かなくなるのか分からないので、なるべく自宅で過ごせるほうがいい。なので、その場合の支援を避難場所だけでしか受けられないということにならないようにしてほしい。
- ◆ 避難場所はすべてバリアフリーではない。肢体の人が避難する場合はこちらへどうぞ…など犬山安心メールで伝えてもらえると行き場に困ることはないと思う。

(5) 医療的ケア児の支援体制について

- ◆ こすもす園で通っている人を見た。祖父母の協力もあったが、預けたり、仕事をしたりするのも大変そうだった。
- ◆ 障害児が活用できる病院の情報が欲しい。

(6) その他

- ◆ 情報がママ友や口コミ頼りで、もっと早くに色々知りたかった。支援者に負担がいかずに、世の中に当たり前に障害がらみの情報がゆきわたって、当事者の家庭が自分の自治体で何を選んで、何をすべきか何が可能かを知ることが出来るサイトや冊子があればいい。
- ◆ もっと障害の子を育てている母親や家族の声に耳を傾けてほしい。

5 用語の解説

あ

【ICT（アイ・シー・ティ：Information and Communication Technology）】

情報・通信に関する技術の総称。

【ACT（Assertive Community Treatment、包括型地域生活ケアシステム）】

精神科医、看護師、ソーシャルワーカー、就労支援専門家、当事者スタッフなどが参加して行われる、包括的で専門領域の枠を超えた地域ケアネットワークのことをいう。

【アクセシビリティ】

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。近づきやすさ。利便性。施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいう。

か

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）】（平成24年法律第50号）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な障害のある人などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【広汎性発達障害】（PDD：pervasive developmental disorders）

社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする「発達障害における一領域」のことで、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含む総称。

【合理的配慮】

障害のある人が障害のない人と平等に基本的人権を享有し、行使するために必要な、障害に伴う社会的不利益を埋めるために、社会公共が果たすべきその人の個別事情に則した最も相応しい支援をいう。

【国際連合（国連）】

昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持（略）人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）ことなどを目的として国連が発足し、平成29年（2017年）5月現在では193か国が国連に加盟。国連には、経済、社会、文化などの特定の分野で活動する様々な機関があるが、人権の分野においても、人権関係条約などが定める人権の保障を確保するための機関が設置されている。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって人権理事会が設立。

【コーホート変化率法】

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

さ

【児童福祉法】（昭和 22 年法律第 164 号）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」ことをうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

【自閉症】

自閉症とは、言葉からイメージされる「自らこころを閉ざしている病気」ではなく、また、育て方などによって、後天的になるものでもなく、従来の多くの研究から脳の機能障害によって起こることがわかってきており、(1)社会的相互交渉の質的障害(2)コミュニケーションの質的障害(3)常同的・反復的な行動、関心、活動の3つの特徴を持つ障害で、人生の早期から認められる発達障害と定義づけられている。

【障害者基本計画】

障害者基本法第 11 条の規定に基づき、政府、都道府県、市町村において障害のある人の状況を踏まえ策定しなければならない基本的な計画。

【障害者基本法】（昭和 45 年法律第 84 号）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】（平成 23 年法律第 79 号）

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害のある人の権利利益擁護を目的とした法律。平成 24 年（2012 年）10 月 1 日施行。

【障害者権利条約】

国連では、1970 年代から障害のある人の権利に関していくつもの宣言及び決議を採択してきたが、これらの宣言・決議は法的拘束力を持つものではなく、平成 18 年（2006 年）12 月、障害者権利条約が第 61 回国連総会で採択された。平成 19 年（2007 年）9 月、日本は、条約への署名を行ない、平成 26 年（2014 年）1 月に批准した。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組みが一層強化され、人権尊重についての国際協力が一層推進されている。

【障害者自立支援協議会】

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する組織。

【障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）】（昭和 35 年法律第 123 号）

身体に障害のある人や知的に障害のある人の雇用を促進することによりその職業と生活の安定を図ることを目的とした法律。雇用における差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助などを規定した改正法が平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】（平成 25 年法律第 65 号）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年（2016 年）4 月に施行された。

【障害者自立支援法】（平成 17 年法律第 123 号）

身体に障害のある人、知的に障害のある人、精神に障害のある人及び障害のある児童が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を受けることなどを目的に、平成 17 年（2005 年）11 月に公布された法律。年齢や障害種別などに関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら暮らせる地域づくり、障害のある人が就労を含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくり、障害のある人を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度をめざした法律。平成 24 年（2012 年）6 月に法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】（平成 17 年法律第 123 号）

平成 24 年（2012 年）6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法が改正され、障害者の範囲に難病が加えられた。平成 25 年（2013 年）4 月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、支援の拡大が推進が図られた。平成 30 年（2018 年）4 月からは、地域生活の支援をより一層充実させるための改正法が施行。

【成年後見制度】

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなどの不利益から守る制度。

【ソーシャル・インクルージョン（インクルーシブな共生社会）】

インクルーシブとは、排除（イクスクルーシブ）の反対語としての「まるごとの受容・内包」を意味する。障害のある人を分離・排除してきた社会が、障害のある人をありのままにすべてを受け入れる、という意味で、生まれた地域で学校に行き、ごくあたりまえに生活できるようにするために、社会の側の変革が求められる。

社会的不利益を受け孤立する人を支援し、社会保障や教育、就労機会の創出などを通して、社会的なつながりの中で共に自立した地域社会の構成員として認めあい、支え合う社会をいう。

た

【地域活動支援センター】

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

な

【内部障害】

内臓機能の障害で、身体障害者手帳の交付対象としては、心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障害がある。

【難病】

原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病。

【認定こども園】

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【ノーマライゼーション】〔normalization〕

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

資料編

は

【発達障害】

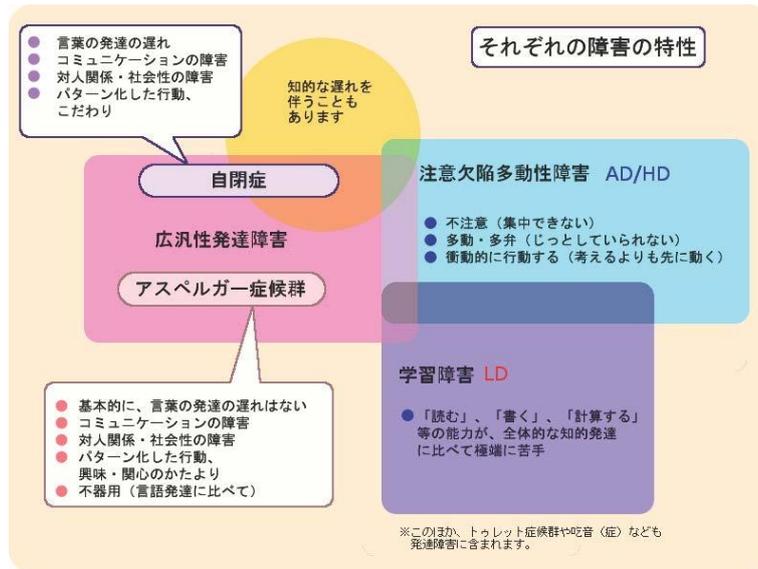
発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

・学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（平成11年7月の「学習障害児に対する指導について（報告）」より抜粋）

・注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。（平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」参考資料より抜粋）

・広汎性発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむもの。自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。また、アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わ

ないものである。



出典：発達障害情報・支援センター 国立障害者リハビリテーションセンター

【発達障害者支援法】（平成 16 年法律第 167 号）

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害のある子どもたちへの支援、発達障害のある人の就労の支援などについて定め、発達障害のある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障害のある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成 16 年 12 月に公布された法律。

【保育園】

保育所の一般的な呼び方。児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設。

【避難行動要支援者支援制度】

地震や風水害などの災害が発生した際に、家族などの援助が困難で何らかの助けを必要とする人(災害時要支援者)のなかで、災害時での避難の支援をしてもらうための名簿(災害時要支援者登録名簿)整備を進め、地域内での普段からの見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを行い、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを図ることを目的とする制度。

【ペアレント・メンター】

発達障害のある子どもを育てる先輩保護者のことで、他の親の相談役となる人のこと。

【放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が仕事等の理由により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、小学生の授業後の生活の場を提供する事業。

資料編

や

【ユニバーサルデザイン】

ノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンターの創設者である故ロン・メイイス氏によって提唱され「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはなら

ない。」とする概念で、原則 1：だれにでも公平に利用できること、原則 2：使う上で自由度が高いこと、原則 3：使い方が簡単ですぐわかること、原則 4：必要な情報がすぐに理解できること、原則 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること、原則 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること、原則 7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの 7 原則となっており、バリアフリーが障害がある人をデザイン対象として限定しているのはスタンスが異なっている。

第6期犬山市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

第2期犬山市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

発行 犬山市 健康福祉部 福祉課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

電話 (0568) 44-0321

FAX (0568) 44-0364

ホームページ <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>